

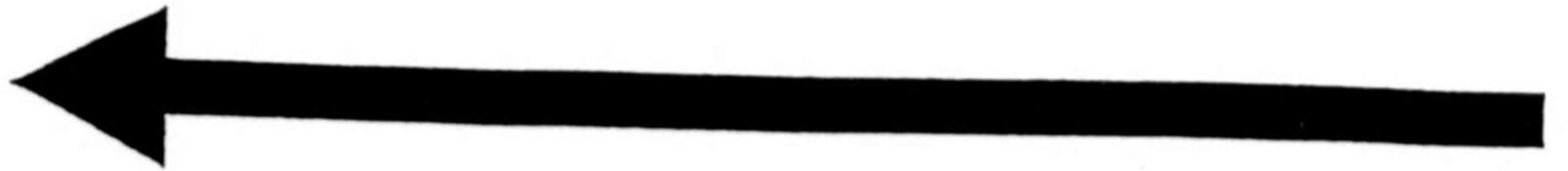
540.91-Ky97



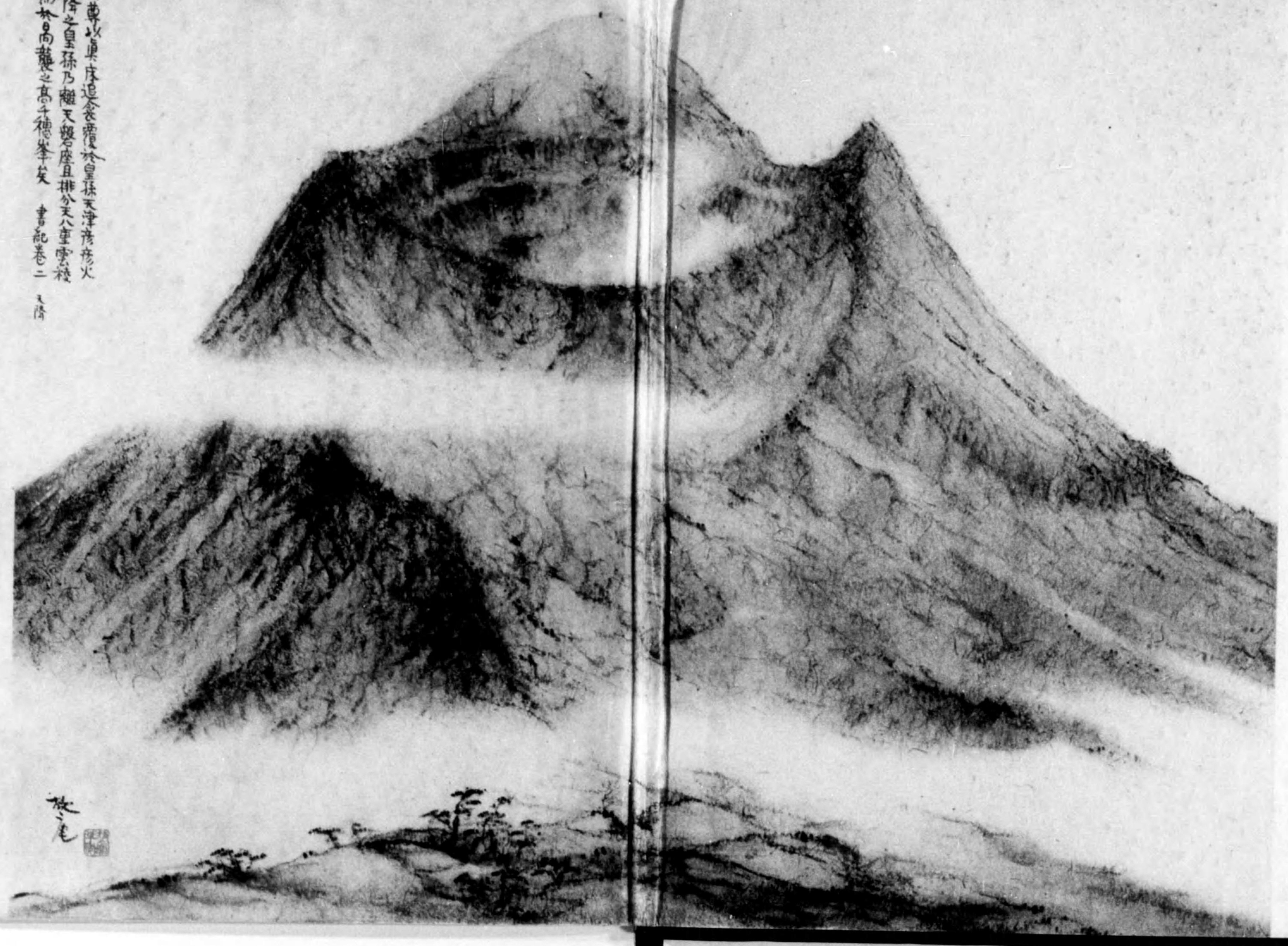
540.91
Ky9



始



于時高皇靈來尊以真床追念靈後於皇孫天津彥彥火
瓊瓊杵尊使降之皇孫乃離天磐岩座且排分天八重雲綾
威之道別道別而於高麗之高千穗峯矣 書紀卷二 天降



景
[Red seal]

540.91
Ky9



九州送電株式會社沿革史



949
120



Vertical Chinese characters, likely a title or publisher's name.



は し が き

九州送電株式会社は大正十四年創立以來、銳意第一期第二期の豫定工事計畫は是を遂行完成致しましたが、畫龍點睛とも言ふべき第三期工事は遂に起工に至らずして、政府の命により、既設の設備一切を舉げてこれを日本發送電株式会社に譲渡することになり、昭和十七年一月臨時總會を開催して解散を決議致しましたので、この機會に當社の沿革史を編纂し、從來關係深き諸彦に贈呈することと致しました。

若しこれが追憶の資となり、併せて電氣事業業界の記録として一顧を與へられるならば、私としては望外の喜びであります。

顧るに、創業以來今日の基礎を堅めるまでには、勿論並々ならぬ苦心を重ねたのでありますが、たゞ自ら進んで潤滑油の役割を果しつつ、九州電氣事業全般の圓滿なる運営と發展向上とに盡して終始變ることなかつたのは、些か誇るに足る事績であつたと私に自負してゐるところであります。これが九州送電創立本來の使命であり、この間故和田豊治翁を始め、歴代拮据經營に當られ

たる諸先輩各位の卓見と努力とによるものであると、茲に感謝の意を表する次第であります。

編纂に當り、出版物取締の嚴びしき制限を受け、充分意を盡し得なかつたことは、眞に遺憾であります。併せて深く御諒承を願ふ所以であります。

昭和十七年秋

内 本 浩 亮



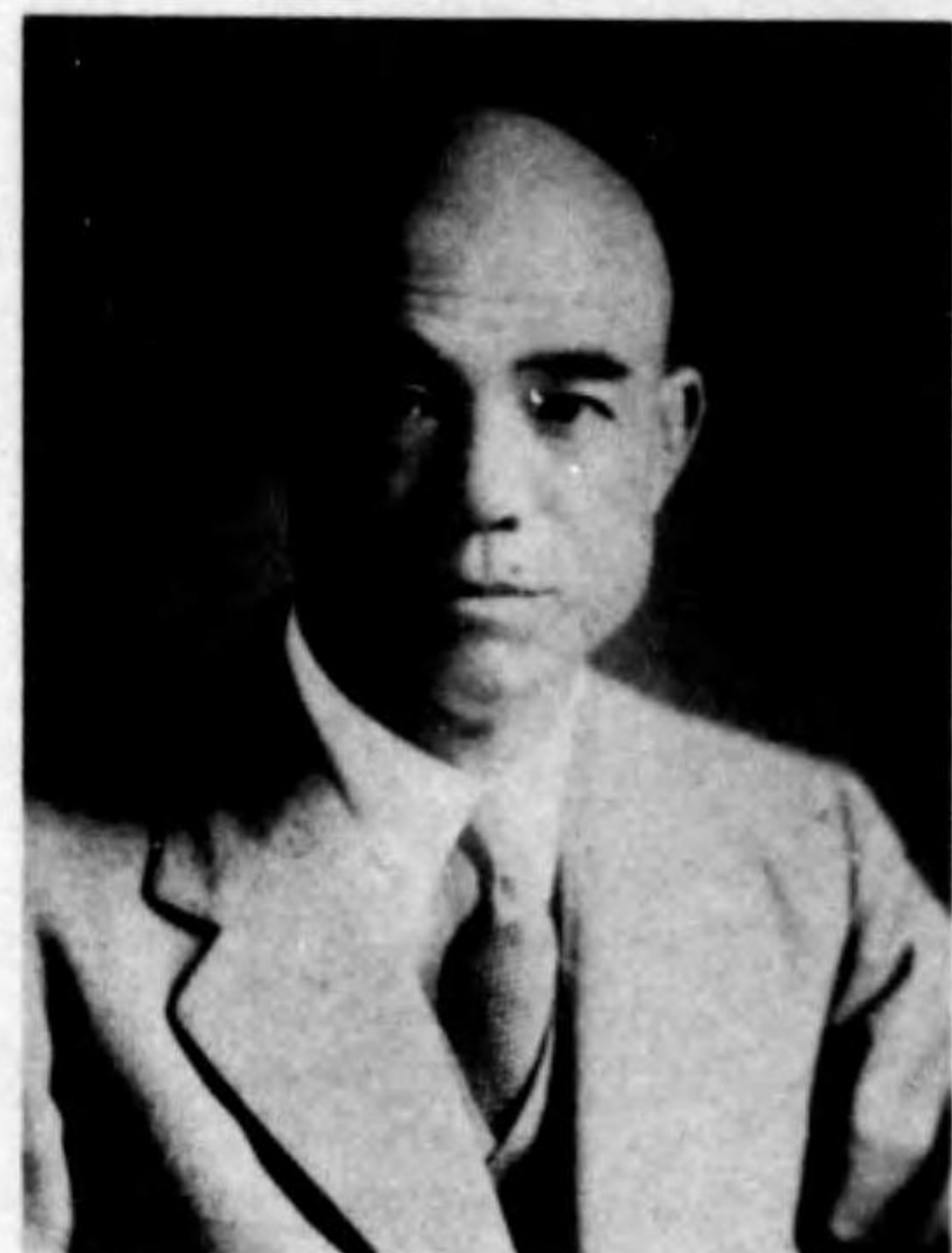
社長 内本浩亮



取締役 奥村 政雄



取締役 大 塚 教



取締役 海 東 要 造



取締役 村 上 巧 兒



取締役 西山信一



取締役 柳原才次郎



取締役 山本 格



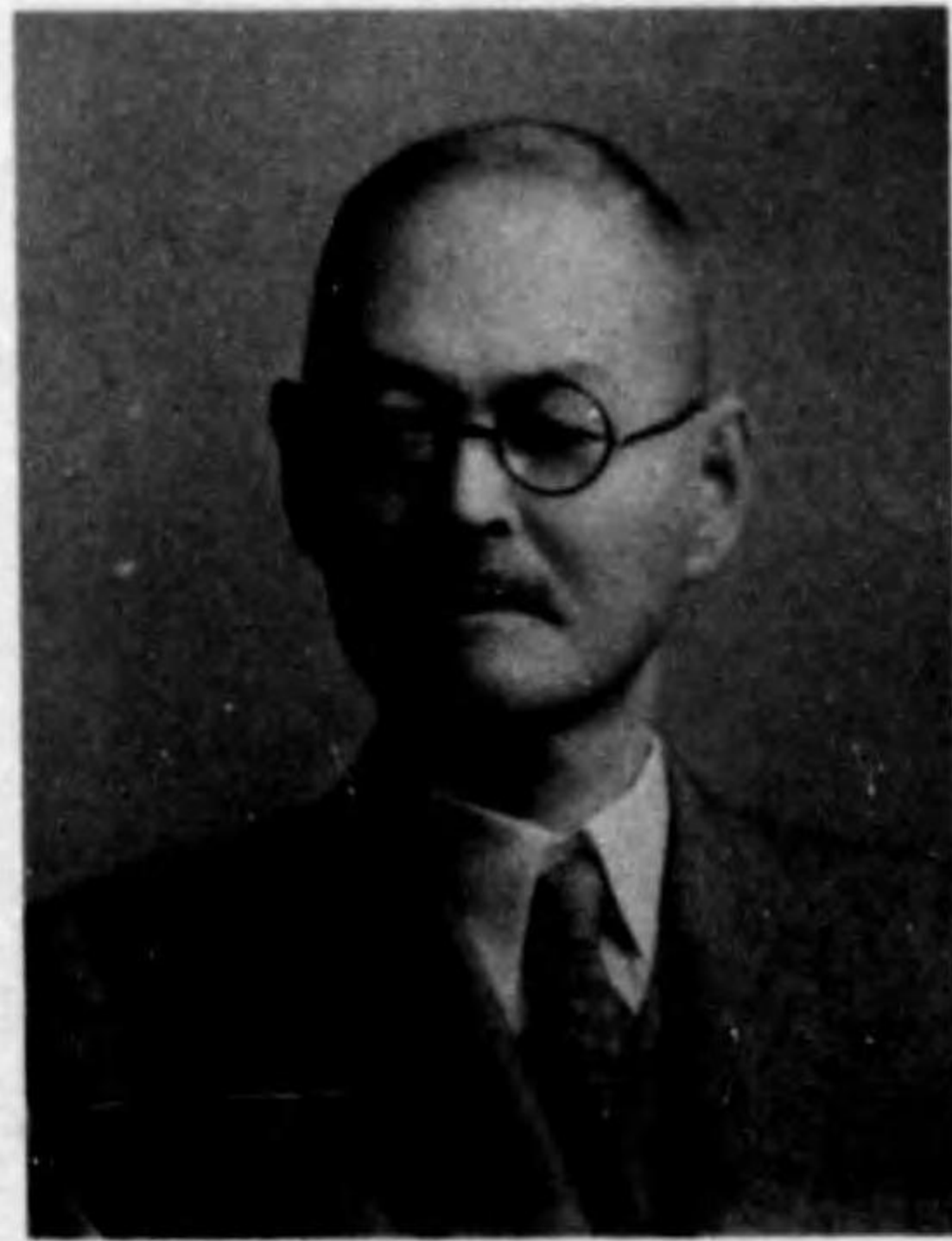
取締役 八塚秀二郎



取締役 持田重夫



監査役 角田正彦



監査役 塚本貞次郎



監査役 小林晴十郎



監査役 鈴木憲太郎



相談役 松本健次郎



相談役 大橋新太郎



相談役 松永安左工門



相談役 堀 三太郎



相談役 木村平右衛門



相談役 伊藤傳右衛門

无
重
役



取締役 矢島 富造



取締役 肥後 八次



取締役 山本 信夫



取締役 久野 五十志

五重遊

无重役



監査役 棚橋 琢之助



監査役 縣 左吉



監査役 小畑 忠良

天重好

无
重
役



相談役 小倉正恒



相談役 大田黒重五郎

元重好

元重役



取締役 故 荒原 鷺太郎



取締役 故 梅谷 清一



取締役 故 田中 徳次郎



取締役 故 大和田 市郎

天重 野

无重役



取締役 故 堀内 秀太郎



取締役 故 山口 恒太郎



監査役 故 上野 山重大夫



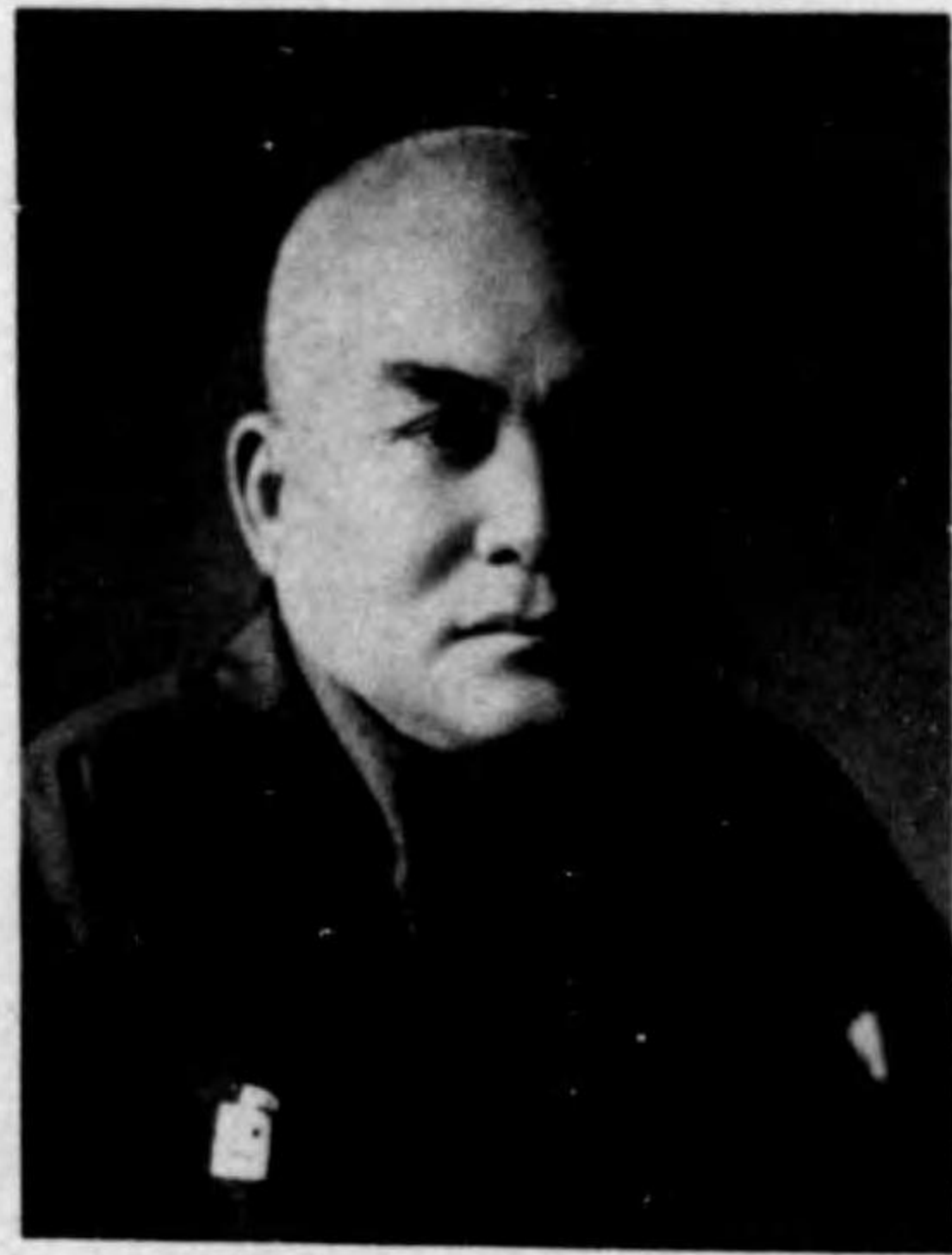
取締役 故 藤山 常一

天重好

无重役



相談役 故伊丹彌太郎



相談役 故麻生太吉



創立委員長 故和田豊治

天重好

塚原殉職慰靈碑

昭和十年起工以來三屋霙本邦屈指を誇る九州送電株式会社塚原堰は日豊線當富驛より三屋、宮崎縣東臼杵郡塚原村に竣工したが、

この大工事の際には尊い四十四柱の殉職のあったことを忘れてはならない。同々建設の實際設所長の重任に當つた内本社社長は四十四柱の殉職を記するため、同々取入口堰堤右岸に殉職碑を建立、昭和十七年四月二十一日内本社社長を始め工事擔當の岡組、西谷組その他關係者多數列席の下に厳かな除幕式を舉行した。

この殉職碑は八坂基柱の作者彫刻家日名子實三氏の苦心の手になるもので、信樂削酸模の龜六尺四方に天女、その左右に等身大の勞務者の薄肉彫を配し、左袖には元丸送大分縣故三村清氏以下四十四柱の殉職者名が刻まれ右袖には下の如く、内本社社長兼頭の名になつた慰靈文が當時の罷工事と殉職者の偉業を稱へ、實に美事なものである。殉職者を輩出した罷工事は世に數あることと思ふ、しかも未だ嘗つて斯かる藝術的な碑の建立を聽かないのである。四十四柱の殉職以つて哀すべきであらう。

慰靈文

洵ニ惟ハ堰原水力發電工事ハ當ニ規模ノ大ヲ以テ屈指セラレ、而ビテラス堰堤ノ高キコト正シク我國ノ第一ニ位セリ

昭和十年七月工ヲ起シ同十三年九月ヲ以テ竣ル此間三屋嶺新界ノ耳自ラ奮然トシテ之ニ集リ驚嘆ノ聲亦從テ生セリ職ニ與ルモノ從違至夜協力一

致粉骨碎心以テソノ功ノ極ヲ致サ、ルハナシ就中身ヲ遂ニ之ニ殉セシ者前

後實ニ四十四柱ニ及ヘリ眞ニ痛恨ノ情ニ堪ヘサルモ今將タ之ヲ奈如センヤ

仍チ子リテ存スルモノ相圖リ故ニ謹

チ慰靈ノ碑ヲ建テソノ名ヲ千古ニ傳ヘ

ント欲ス

請フ見ラレヨ 諸兄在天ノ靈 爰ニ

千丈ニ壁立セル堰堤ハ能ク濬渡ノ水ヲ

湛ヘテ海ノ如ク而シテ刻々ニ下注シテ

ハ不斷巨萬ノ電力ヲ起シ滋々物々トシ

テ國運進展ノ源泉トナリツ、アルヲ

唯冀ハ諸靈以テ儘ミ以テ安ンセラレ

シコトヲ

願主 内 本 浩 亮

九州送電株式会社
昭和十五年十一月
泣血謹之

岩屋戸殉職者慰霊塔

岩屋戸水力発電所工事殉職者慰霊塔は、内本社長自ら設計に依り、宮崎縣西臼杵郡大字松尾弓木山に建設された。耳川清流の右岸、堰堤を見下す個所であり、その豪華な景観と共にこゝに祀られた二十二柱の殉職者の靈も満足のことであらうと思はれる。



こゝ思ひける。
 峯の雲も霧風のことうもさ
 可成り井水二十二井の噴都
 子の遊華を舞踏ふ共可こゝ
 眼張さ良才を聞視かさり、
 ち井水。五山新築の古墳、
 井雅大寺待風も木山の鼓廻
 の廻括可流り、宮鶴郡西日
 峯想鑑界也、内本持良自ら
 峯照可水は登雲洞工事此歸

 峯照可成卿峯想鑑界

最後の物故社員追悼法會

九州發電最後の物故社員追悼法會は昭和十七年五月九日午後一時より福岡市灯台にて執行された。施主九州發電社長内本浩亮氏以下職員出席、前臨時取締役員主尾利宗山老師（方廣寺管長）導師となりて、祭壇、施主内本社長祭文を朗讀して午後三時半終了した。祭文左の如し。

祭文

第十七回創立記念日ニ際シ茲ニ追悼ノ法會ヲ營ミ物故役員並ニ職員各位在天ノ際ニ告グマシ
常社ハ大正十四年本月日本ヲ以テ宮崎縣下ノ永利開發並ニ之ヲ送電ヲ企圖シ九州ニ於テ電力統一即チ日本發
達電機式會社ト同目的ヲ以テ創立セラレテ以來種々社實狀勢ノ變動ニ從ヒ幾多ノ消長ハアリマシタガ比較的順調
ニ進展致シマシテ本年一月二十五日有終ノ喪ヲ飾リテ解散致シマシタコトハ實ニ此ノ間ニ於テ日夜精勵東奔西走
克ク職責ヲ全フシ不幸殉職スルハ禍隨ニ發サレテ遂ニ不歸ノ客トナラレタル各位生前ノ御努力御加護ニ依ルモノ渺カ
ラサルモノト信ジマス

茲ニ電力界ノ大變革ナル昭十四年以降解散ニ至ル迄ノ當社運ノ狀況ヲ一言御報告申上グマシト存ジマス
昭和十四年日本發達電機株式會社設立ニ際シ當社ハ其ノ生命トモ申スベキ顧問格様並ニ之ニ附屬スル各種電所ヲ
出資致シマシタ 翌年二月ニハ獲餘ノ送電設備ヲ譲渡シ茲ニ五ノ瀬川並ニ耳川筋ノ六發電所ノミトナリマシタ
ガ時恰モ支那事變ノ最中デアリ電力ノ需要ハ益々急マシマシテ時テアリマシテ漸ク完成ヲ見シタ西日本最大
ノ家庭發電所ヲ擁シ其ノ運用宜シキヲ得益々經營ヲ來タシ併而高壓國防國家樹立ニ盡瘁シタゲアリマス

又資材及努力ノ不足ニモ拘ラズ戰時下國家ノ要請ニ應ジ耳川ノ上流灌漑ノ僻地ニ岩屋戸發電所ノ建設ニ着手シ
之ヲ遂行シ八全社ヲ擧ゲテ一同資材ノ獲得努力ノ充足ノタメ實ニ涙クマシキ努力ヲ致シタゲアリマス 幸ニモ
當局並ニ關係者モ常社ノ價値ナル努力ヲ認メマシテ協力ヲ得漸々其ノ實ヲ擧ゲタゲアリマス 昭和十六年十月
電力管理ノ權化ニ伴ヒ獲餘ノ全發電所ノ出資ヲ命ゼラレマシタゲノ當社ハ當社創立ノ趣旨ニ從ヒ萬全ヲ期シテ之
ガ引續ニ努力シタゲアリマス

一方岩屋戸發電所ノ建設ハ未嘗有ノ大難雨ニ際會シ紛カラサル打擊ヲ受ケマシタガ従業員各位ノ不眠不休ノ努
力ハ豫定ノ工期ヲ以テ之ガ完成ヲ遂ゲタゲアリマス

發電所ノ引續モ完了シ一意建設ニ邁進中昭和十六年十二月八日莫クモ大沼渡邊セラレ大東亞戰爭トナリ忠勇ナ
ル皇軍將士ノ赫々タル戰果ハ次々ニ報道セラレマス時當社ハ其ノ應ニ於テ一意灌漑公濟灌漑ノ誠ヲ致シ血
淚ノ奮闘ヲ續クテ遂ニ昭和十七年一月十六日岩屋戸發電所ヲ完成シタゲアリマス 従業員トシテ感德之ニ過キル
モノハアリマセシ 是亦完成ト同時ニ日本發達電機株式會社ニ引續イタゲアリマス

昭和十七年一月二十五日當社ハ存立時期満了ニ依リ茲ニ解散ヲ致シマシタ
此ノ間ニ多事多難デアリマシタ 然シ乍ラ當社職員ハ極メテ少數ノ他社轉出者ヲ除キ畢クテ日本發達電機株式
會社ニ引續キテ致シマシテ目下當社ニ於テ建設致シマシタ設備ノ運営ニ當ツテ居リマス 本日役員選拔委員及關
係者一家ニ會シ最後ノ追悼法會ヲ營ミ恭シク御冥福ヲ祈ルニ當リ各位ガ心血ヲ注ガレタル設備モ當社職員ニ依リ
護リ得ルノ歡ヲ御報告申上テ益々御加護ヲラシコトヲ希フマシテ第ニ當社アリマス 茲ニ當寺ニ香奠ヲ供ヘ水劫ニ其祭ヲ
横タルコトニ致シマシタ 希クハ微衷ヲ御覽下サラシコトヲ謹クテ御願ヒスル次第デアリマス

昭和十七年五月九日

内 本 浩 亮

目次

はしがき

第一部 九州電力界に於ける九州送電の立場

第一章 九州送電の使命……………一

第二章 九州電力界の一瞥……………五

第三章 各社競争の的となつた宮崎縣下の水力電源……………九

第四章 野田運相の電力統制方針……………一七

第五章 五ヶ瀬川の水利権を繞りて九水、九鐵兩社争ふ……………一九

第六章 麻生太吉翁の電報責め……………二七

第七章 九鐵單獨許可方針覆へる……………三五

第八章 四社平等出資の九州送電發起さる……………四〇

第九章 宮崎縣下の縣外送電反對運動……………四四

第十章 九州送電漸く成立す……………四八

第十一章 電化離脱して九水、電化の持株を買収す……………五三

第十二章 九送を中心として電力統制始まる……………五七

第十三章 九州電力と連絡提携す……………六一

第十四章 九州共同火力と提携……………六四

第十五章 西部共同火力と提携こゝに統制完成す……………六八

第十六章 九送最後の工事岩屋戸発電所の仕上げ……………七二

第二部 九州送電の事業並に營業

| | | |
|------|--------------|----|
| 第一章 | 建設工事概況 | 一一 |
| 第二章 | 工作物概況 | 二五 |
| 第三章 | 高千穂發電所工事概況 | 三四 |
| 第四章 | 三ヶ所發電所、回淵發電所 | 四一 |
| 第五章 | 耳川系田代發電所 | 四六 |
| 第六章 | 山須原發電所 | 五四 |
| 第七章 | 塚原發電所 | 五八 |
| 第八章 | 營業概要 | 六四 |
| 第九章 | 營業計畫並に其經過 | 七〇 |
| 第十章 | 營業開始 | 七〇 |
| 第十一章 | 營業狀況 | 七〇 |
| 第十二章 | 電力販賣 | 七三 |
| 第十三章 | 建設工事資金調達 | 七六 |
| 第十四章 | 營業收支 | 八五 |
| 第十五章 | 利益金處分 | 八八 |

第三部 附 録

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第一章 | 第一期起業目論見書 | 一九 |
| 第二章 | 創立當時の定款 | 一九 |
| 第三章 | 定款の變更 | 二〇 |
| 第四章 | 現在の定款 | 二〇 |
| 第五章 | 職 制 | 二三 |
| 第六章 | 役 員 | 二三 |
| 年 譜 | | 三七 |

第一部 九州電力界に於ける九州送電の立場

第一章 九州送電の使命



九州送電株式会社は日本發送電株式會社にその設備一切を舉げて譲渡することになり、昭和十七年一月廿三日、日本工業俱樂部に於て開催せられたる株主總會の決議に基き、國策の命に従ひ、多彩なりし歴史の幕を閉ざして茲に解散することに決定した。顧みれば一片蕭條の感慨なきを得ない。

九州送電は原内閣の遞信大臣野田卯太郎氏の斡旋により、當時財界の大御所であつた和田豊治氏を委員長とし、九州に於ける代表的電氣事業者並に九州に水利權を有する主なる企業家によつて發起された會社である。

即ち野田遞相は大正十年一月十八、十九の兩日、遞信大臣官邸に小倉正恒、大屋敦（住友家代表）、松永安左工門（九州電燈鐵道、後の東邦電力）、藤原銀次郎、藤山常一（電氣

化學工業)、松方幸次郎、松本泰藏(九州電氣軌道)、棚橋琢之助(九州水力電氣)及び和田豊治の諸氏を招致し、逓信省より泰逓信次官、肥後電氣局長、吉原秘書官列席。野田逓相は、水力電氣は國家經濟上早晚之を統一整理するの必要あり、而して九州の現状は此の目的を達するに最も適當なる状態にあるを以て、先づ宮崎縣下の水力を統一するたため、一大電氣會社を創設し、發送電ともその會社の管理に附し、これを階梯として漸次合同の目的を遂げ度しと思ふ。茲に九州に於ける主なる電氣事業者、即ち各位の賛成を希望する次第である。

と、逓信省の方針並に會社創立の趣旨を説示するところあり、列席者の熱烈なる賛成を得たので、逓相は更らに和田豊治氏を委員長に、當日の出席者諸氏を委員に指名し、忽ち第一回創立委員會がこゝに開かれ、直ちに會社創立の具体的方法が講せられることになつたのである。野田逓相は九州送電の創立に極めて熱意を示し、機會あることに『國家經濟上の見地より電力の統一、合同の最も必要且つ緊切なる』所以を力説強調し、『嘗に一送電會社の成立に止まらず、進んでその統一、合同の目的貫徹に努力を望む』と激勵するところあつたが、同年三月廿七日第六回發起人協議會が逓信大臣官

邸にて開かれた際、

九州に於ては、先づ製鐵所の電化並に鐵道電化の必要にして最も實行の急ならんことを要す。幸ひに本會社創立の上は、これが實行方法に付き關係當局と協議し、速かに實現に努む可く、本大臣は進んでその勞を取るに吝ならず。

と訓示した。

野田逓相の説くところ、和田委員長の期するところは實に九州送電を階梯として電力の統一、業者の合同を實現するに在つた。

『九州の電力統制は全く九州送電の創立によつて始められ、九州送電の解散によつて終つたものである。考へてみれば九州送電の果せる役割といふものは偉大であつた。』と、西山信一氏は九州の電力界に對する九州送電の果せる役割に就て喝破されたが、この點に關して内本浩亮氏は、昭和十六年十月三日の臨時株主總會に於ける社長挨拶として、會社創立の經過並に日本發送電に對する依命出資の経緯を縷述し、

創立當時の立場を顧みますれば、當社は既に十有六年以前より今日叫ばれて居るところの國策を實行しつゝあつたのでございます。而かも當時より日本發送電會社の

目的の先驅として、九州の天地にこれを實行し來たつたのであります。假令會社全体を擧げて日本發送電會社に出資すると雖も、その基礎は吾々が築き上げたものであると自負し、自ら慰め得ることと思ふのであります。

と、結語して、九州送電創立の意義と、九州電力界に貢献せる使命とを明確に斷言された。これに依つても明らかなやうに、九州送電は特殊な使命を帯びて、特殊な條件の下に創立された會社であり、他の一般電力會社の生成とは全然選を異にして居るのである。

『日本發送電の目的の先驅』としての九州送電の存在理由を、先づ銘記して置く必要があらう。

第二章 九州電力界の一瞥

九州送電創立の事情に觸れるためには、當時に於ける九州の電氣事業に一瞥を拂う必要がある。恐らくそれなくしては九州送電創立の意義を把握することは困難であらう。

九州の電氣事業と云へば、薩摩藩主島津齊彬と電信機のこととに及ぶ可きであるが、ここでは問題外であるから除外する。

日本の電氣事業が試験時代から事業に移されたのは明治十九年七月東京電燈の創業を以つて嚆矢とする。九州では明治二十一年第九銀行頭取三淵靜逸氏によつて發起され、二十四年七月一日熊本市に開業せる熊本電燈株式會社の創立が最初である。

明治二十三年二月衆議院を祝融の見舞ふ所となつて、その原因が當時の書記官長會

根荒助氏の報告にもあつた如く『電管暴騰』の故を以て到頭漏電にありと噂された爲め、朝廷始め電燈設備を撤廢するものも生ずるに至つた。その余波は延いて熊本市にも及び、一旦申込をなした人々の間に於ても電燈の危険なるを疑ひ、事業の前途に不安を抱いて約定金を棒に振つて脱退する者が出来て來た。此のため會社の設立も一時危まれたのであるが、幸ひに陸軍の師團參謀長に坂本純熙少將があつて、電燈の効用と安全とをよく理解し、又萬一の場合陸軍にて自給自足これを経営せんと決心より、極力電燈會社設立を後援されて或ひは需要を豫約され、又梅屋敷の土地を無料貸與されるなど一方ならず盡力された。

斯くて漸く開業に至つた。と『熊本電氣沿革史』は當時の苦心を記述して居る。

九州電氣の前身たる熊本電燈の創立に端緒を開いた九州の電氣事業は、土着資本を中心に爾來各都市に雨後の筍の如く計畫創設され、それは正に燎原の火にも似て、忽ち電燈時代を現出し、更らに日清戦後導入された産業革命の波に乗り、日露戦争を契機として電燈時代は電力時代に轉換し、歐洲大戦を迎へるまでの若々しい日本産業の進展に伴ひ、九州の電力事業も又隆々の飛躍を遂げて來たことは、こゝに叟々の説明

を要しないことであらう。

然しこの發展の裏には産業資本の進出と、政府の積極的な保護助長政策とは見逃し難いものがある。

土着資本に對する産業資本の制覇を東邦電力の例に求むれば、明治四十四年福澤桃介、松永安左工門の兩氏が福岡市を本據として東邦電力の前身九州電燈鐵道株式會社を築き上げるまでには合併買収したるもの二十一社に上り、六十萬圓の資本金は僅に十年足らずして實に五千萬圓に膨脹したのである。

九州水力、九州電氣軌道、熊本電氣（後の九州電氣）など大小の程度の差こそあれ、みな九州電燈鐵道の例に漏れるものではない。

このやうに苛烈な資本の自由競争に洗はれて、企業集中が行はれ、南九州に熊本電氣（後の九州電氣）、佐賀、長崎、福岡縣下を地盤に九州電燈鐵道（後の東邦電力）、福岡、大分、宮崎縣下に九州水力が、更に北九州重工業地帯に九州電氣軌道が各々蟠居し、この四電力業者が九州の代表的業者として残り、互ひに輪贏を争ひつゝ、大正年間の中期に突入して來たのである。

こゝに注目すべきは福岡縣の占める地位である。福岡縣は筑豊の炭田を背景として、景氣の起伏に拘はらず工業縣として一路興隆の途を邁進し續けた。工業縣は即ち電力の需要縣なのである。されば福岡縣の電力供給權獨占こそ各社の夢寐にも忘れることの出来ない念願であつた。福岡縣を制するものは九州を制するものであらう。

然し皮肉にも福岡縣は九州電氣軌道、九州水力電氣、九州電燈鐵道（東邦電力）三社の供給權内に在り、従つて三社は互ひに凄烈なる競争を自然の勢ひとして演ぜざるを得なかつた。

九州水力電氣、九州電燈鐵道（東邦電力）の兩社が福岡市の循環電車たる博多電氣軌道の争奪戦を演じ、一轉して九州電氣軌道を加へる三社の合併問題に轉化し、これが不調に終るや九州水力電氣と九州電燈鐵道（東邦電力）との間の訴訟事件に飛火するなど、この間の事情を語るに餘りがある。

第三章 各社競争の的となつた宮崎縣下の水力電源

第一次歐洲大戰を前後とする大正年間中期は、經濟的にも、又政治的にも、更らに思想的にも日本の一大飛躍時代であつた。

電力界も亦この影響を免かれることは出来ない。各種工業の勃興に伴う需要の激増の半面、長距離高壓送電の技術的成功により電力界はこゝに面目を改め、大電力、大送電網時代を現出した。又新興産業たる電氣化學工業の發展により従來の電力業者自体の競争に、電氣化學工業部門が加はり、新たに水利權獲得競争時代を招來した。

各社の水利權獲得競争により、これまで全く未開發状態に放置されて居た宮崎縣下の水利權が俄然浮び上り、各社の觸手は一齊にこゝに集中されることゝなつた。需要

地たる福岡縣を押へるものが九州の王者としての地位を約束されると同じ意味に於て、宮崎縣の水利權を掌握する者には王冠が待つて居る。宮崎縣の水力電源が各社爭奪の金的となつて登場して來たのは、蓋し當然と云ふ可きであらう。

宮崎縣下には五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川、大淀川、小丸川など大小數多の河流があり、これ等は何れも阿蘇、霧島山系を水源として日向灘に注流するもので、水量は特に多いとは云ひ得ないが、河身の傾斜急勾配であるため、水力起用に好望の地点多く、勿論九州第一の水利縣なのである。たゞ交通が不便なものと、それまで長距離送電の技術が進まなかつたので、未開發として顧みられなかつたものである。

後ちに九州電燈鐵道會社(東邦電力)側社員として活躍した大西重次郎氏は、宮崎縣の土木技師として大正年間初期港灣その他の調査に當つた人であるが、

細島その他港灣調査の傍ら私は各河川の水利に就ても詳細調査し、水力發電に極めて有望な旨時の縣知事有吉忠一氏に報告したところ、有吉知事は、宮崎縣では到底開發は財政負擔の許すところでないので財閥に紹介して貰ひ度い、勿論自分も奔走する、といふことであつたので、それから各方面に話を進めてみたのであるが、當時は

誰れも耳を藉すものがなかつた。その後官途を辭して大正七年九州電燈鐵道に入社し、四年ぶりかで宮崎縣に行つてみたところ、今度は各社が押すな押すなで、出願して居るのを聽いて、時世の變化に驚きもし、先年の調査の結果に確信も得た次第である。

と、この間の事情を述懐された。

それは兎も角として電氣化學工業は大淀川筋に於て、住友家は耳川筋に於て夫々數ヶ所の水利權を獲得し、獨り五ヶ瀬川筋の水利權のみが各社よりの競願となり、各社はこの獲得に懸命の努力を傾注した。

各社競願の状況を表示すれば、

九州水力電氣 大正六年 五月出願

電氣化學工業 〃 五年十二月 〃

〃 〃 〃 七年 一月 〃

熊本電氣 〃 六年十一月 〃

〃 〃 〃 七年 二月 〃

三菱 鑛業 大正七年 五月出願

九州電燈鐵道 〃 八年 二月 〃

〃 八年 四月 〃

この間に在つて最も熱心に運動したのは、勿論九州水力電氣と九州電燈鐵道（東邦電力）の二社であつた。九州水力電氣と九州電燈鐵道の兩社は、福岡縣を中心として前述の如く白兵戦を演じつゝあつたのであるが、五ヶ瀬川の電源を握ることによつて互ひに戦争を有利に展開せしめ、一舉に勝敗を決すると共に、併せて九州の電力業界に君臨せんとするのが、底を割れば下心であつたらう。

一方地元の宮崎縣に於ては各社の競願に刺戟せられて、大正七年十二月十六日の縣會にて田尻藤四郎議員より、

由來本縣は天恵と申しませうか、幸にも五大川を有するのみならず、その他にも澤山の水利の便を得て居るのでありますが、仄かに聞くとところに依れば、五大川を始めその他に於て全國の富豪或ひは地方有志がその水利権を得又は得んと欲しつゝあるといふことを聞くのであります。幸にして動力税が徴收し得られることになれば有

効なる財源であります。曩に當局が説明する如く、賦課することが出来ないとする、天與の水利を空しく富豪乃至株式會社の如き形式によつて他府縣人が利益を占めることになり、本縣は不幸を見るやうになりはしないかと思ふのであります。それで縣は此水利権を一手に收めて動力を起し、その動力使用者よりして相當の料金を徴收する計畫方法を講じたならば、歳入を圖る上に多大の資源となりはしないかと思ふのであります。當局はこれに類したる新しき然かも遠大なる計畫に對し御考慮はないのであります。詳細なる御説明を願ひます。

これに對し内務部長元田敏夫氏は、

水利権問題に付て種々御示しがありまして、誠に御尤な御意見と存じて居ります。石炭に代る可き水力に於て、本縣は全國稀に見るところでありまして、此豊富なる水力によつて一般工業が勃興することになれば、縣の發展の上に効果を齎らすことになるのであります。これに對しては何れも大企業家の經營の下に行はれること、思ひますので、相當負擔を命じても差支なからうと云ふ考は持つて居ります。今日の處何萬馬力と云ふものを許可するに當り、何等の手數料を要せず、免許料を要せ

ずして、たゞ権利として占有されるやうな形になつて居ります。之等は第一に税源として著眼すべきであります。今日まで政府の方針として事業界を保護すると云ふ關係からでもありませんが、此免許などに付て未だ財源に供すると云ふやうなことは深い研究が進んで居らぬやうであります。随つて之等水力免許の場合に少からず手数を要するのであります。何等徴收し得ることが出来ないことになつて居るのであります。

勿論さ様なことが出来るとしても、果してこれが國の収入になるかどうか未定の問題であります。それで將來縣の財政上、縣自ら動力を設備して動力を企業家に配送するやうな計畫はないかと云ふやうな御尋ねであります。これは寔に卓絶した御考で至極妙案と存するのであります。此點に就ても相當考慮しつゝあるのであります。が、水力の所在地が各地に點々として居るものに對し、設備を加へ水力を起すと云ふことは大資本を要するのであります。

若し之を實行するとしては縣債によるの外ないのであります。縣債によるとしても容易ならざる巨額のもので、實行は甚だ困難であらうと思ひます。尙また地方が

事業を起す上に縣自ら動力を握つて事業的に經營を開始するのが適當であるか、或ひは全然民業に委ねた方が宜いかと云ふことも、縣の豫算關係を離れて相當考慮すべき問題と思ふのであります。

即ち田尻議員の縣營電氣計畫ありやの質問に元田内務部長は之を一蹴し、縣營計畫なしと答辯したのであるが、縣會は矢野力治氏外五名の建議者、豊永秀聖氏外二十一名の賛成者を得て、左の理由により「縣は速に水力電氣事業を經營せられんことを望む」と建議案を可決したのである。

縣勢の伸暢は産業の振興に負ふ所最も大にして、富源の開発民力の充實は實に之が要素たり。由來本縣の産業は多年萎靡沈滞の域を脱する能はず、殆んど何等見る可きものなきは齊しく縣民の遺憾とする所なり。近時勃興の機運に遭遇したる水力電氣事業の如く、本縣は天與の富源を有するものと謂ふべき也。然かも當局は此等水利の使用を擧げて企業家の手に委し去らんとせるものゝ如し。此種事業の勃興が本縣開發に資すべきところあるは言を須たすと雖も、現下縣民の負擔は決して輕微なりと謂ふ能はざるなり。加之今後此負擔の益々増大すべきは縣勢の進展に伴ふ當然の

歸結たらずんばならず。果して然らば之が輕減の策を講じ、以て民力の充實を企圖するは刻下の急務なりと言はざる可らず。

惟ふに、此水電事業を縣自ら施設經營の任に當り、之が收入に依りて窮迫せる財源を涵養し以て縣勢の進展縣民負擔の輕減を企圖するは富源開發民力充實の方途たるを信ず。右建議す。

後章に述べる如く、この縣營電氣建議が端緒となつて漸次縣外送電反對の民衆運動に轉化して行つたのであるが、各社の猛烈なる競願とこれに反對する斯かる穩かならざる形勢の中に在つて、縣としては何れにも軍配を上げかね、各社の出願はそのまゝ放置された形ちで在り日を送つたのであつた。

第四章 野田遞相の電力統制方針

大正七年と云へば第一次歐洲大戰の末期であり、西比利亞出兵が行はれ、物價が暴騰し、それは米騒動となつて現れ、その年の十一月には休戰條約が成立した。斯かる物情騒然たる中に、最初の政黨内閣として平民宰相原敬氏は國民の拍手裡に政友會單獨内閣を組織し、遞信大臣には野田卯太郎氏が就任した。

滔々たる電力競争、電源獲得運動に對して、政府も民間も拱手傍觀のみで見送つて居た譯ではない。電力國營の先驅として、この頃早くも後藤新平氏等により水力開發國營論が有力に唱へ出され、後年論争の因をなして居ることは注目に値しよう。

慧眼野田遞相が斯かる風潮に無關心である譯はない。殊に戦後に襲來すべき恐慌をも豫想して、電氣事業に對して、一の方針を持つて臨んだ。

電気事業は成るべく大規模とし、送電連絡を行つて発電の經濟化を向上し、廣範圍地域に比較的統一した供給を普及せしめるを以て公共事業の使命を果さしめるに効果ありと認め（電力コンツェルン讀本による）、

即ち大いに『事業の合同』を懲誦したのである。

野田遞相のこの方針は、九州の電力事業に勿論適用せらる可きであるし、差當りの對象として五ヶ瀬川の競願問題が採り上げられたことは當然である。

否、寧ろ諸種の條件よりして『大合同』の理想を實現するには、九州こそ正に格好の地として、九州が遞相の胸に描かれて居たことは明瞭である。

このことは政府の方針として地方にも示達されて居たことは當然であり。後ちに宮崎縣の縣外送電反對委員連が廣瀬知事を訪問し縣の方針を質したるに對して、

方針は電力の統一ですよ。私が本縣に來た時、もうその手を著けて居たのですよ。

宮崎縣の電力全部の統一のみでなく、日本全國少くも九州全体の電力を統一するに在るのですよ。この統一といふことは遞信省として昔からの理想で、實際容易に具體化せぬとしても、希望を持つてちり／＼と漸次進めて往くにあるのです。

と、廣瀬知事が縣の委員達に政府の方針を取次いで居ることによつても、この間の事情を窺知し得よう。

第五章 五ヶ瀬川の水利權を繞りて 九水、九鐵兩社争ふ

五ヶ瀬川の水利權を繞つて各社の暗躍明躍葛藤裡に、大正七年を送り八年を迎へた。この間七年十月末大淀川の水利權は電氣化學工業の獲得するところとなつたが、宮崎縣の地元では俄然これが問題となり、延いて五ヶ瀬川の競願運動に暗影を投じ、一層複雑化せしめる結果を招來した。即ち八年十一月二十五日の通常縣會に於て、磯貝大二郎議員は、

東京電氣化學工業株式會社が曩に大淀川の水利權を出願するに方り、本縣内に工場を設置し、本縣の工業に利用すると云ふ條件の下に水利權が許可になつたと云ふこ

とでございますが、その後同会社はその計畫を變更して、遠く之を福岡縣に送電し、工業を經營すると云ふことをその筋に上申したといふことを聞くのであります。之は果してそういう事實でございますかどうか。次にそれに付きましては當局は如何なる處置を取られたのでございませうか。無論本縣内に於て工業を經營すると云ふに非ざればその許可を受くるの困難なるを慮つて、殊更にその表面を糊塗して許可を得た後に計畫の變更を申請すると云ふのが寧ろその眞意で、只單に水利權を得るの手段に供したに過ぎぬのではないかと疑はるゝのであります。之に對して當局は如何なる方針を執られたのでありますか。斯かる手段を以つて許可を申請したものとすれば、水利權の許可を取り消されるのでございませうか。本縣に於て許可を得ました水利權を以て他府縣に送電して工業を經營すると云ふことは、將來本縣工業の發達上至大の關係を及ぼすことゝ存するのであります。當局の執られた方針を承りたいのであります。

これに對して内務部長和田世民氏は（八年地方長官更迭し、縣知事堀内秀太郎、内務部長元田敏夫兩氏去り、縣知事は廣瀬直幹氏に、内務部長和田世民氏となる。）

東京電氣化學工業株式會社に大淀川の水利權使用の許可を致しましたのは確か昨年十月末であつたと記憶致して居ります。然るに該株式會社におきましては、近頃之を福岡縣の或る地點に配電して、福岡縣に於て營みたいと云ふ希望を以つて逡信省に許可願ひを差出したそうで、縣廳に参りまして之を同意して戴き度いと云ふ申出であります。之に付きましては當局の態度としては、當初本縣に於て事業を經營すると云ふ趣旨の下に許可したものであるから、絶対に本縣に於ては同意出來ないと云ふ、斯う云ふ返事を致して置きました。唯今御質問がございました通り、兎も角も本縣に在る水利と云ふものは、將來本縣の工業と大なる關係を有つて居るのでございまして、本縣に將來勃興すべき工業の隆類に至大の關係のあるものと信ずるのであります。故に本縣の水利を他縣に於て利用して事業を經營すると云ふことに付ては、當局に於ては絶対に之に反對せざるを得ないのであります。將來若し水利使用を許可する場合に相成りますれば、相當の條件を付して、將來かゝる憂のないやうに注意を致して許可したいと云ふ考へを持つて居ります。

と、答辯して、縣内に事業を經營するに非ざれば水利權の使用を許可せずとする、縣

の方針を明示したのであるが、縣會は左の建議並に意見書を可決して、これを内務大臣床次竹次郎氏に送つた。

宮崎縣は境域廣大にして氣候溫暖而かも水陸に無限の富源を擁するに拘はらず、久しく世の進運に遅れ、就中工業に至りては殆ど何等見る可きものなし。

惟ふに本縣工業の幼稚にして他の先進地方に比し隔世の感あるは、その原因多々之あるべしと雖も、畢竟交通機關の完備せざると低廉なる動力の供給を受くの途なかりしに因るや論を俟たず。而して交通機關の普及改良に付ては鐵道の敷設、道路港灣の新設改修等、官民舉げて之が施設經營に努力したる結果、近く竣功せんとする國鐵日豊線の開通と相俟て、之が整備の日近くに迫れりと雖も、低廉なる動力の供給に至りては、縣内石炭の産出なく、之が移入も亦不便にして到底之を望み得べからざる所なり。然るに縣内の河川は概ね勾配急にして發電に適當なる地點尠からず、之を利用して縣内工業の原動力に充て、以て萎靡振はざる本縣産業開發振興を圖るは最も適切の企畫なりと云ふべく、その利用は縣民の熱望して怠まざる所にして、昨年の通常縣會また水力電氣事業の縣營を本縣知事に建議するに至れり。

然るに曩に大淀川の好地點に水利使用の許可を受けたる東京電氣化學工業株式會社は今般當初の計畫を變更して他府縣に送電せんとし、逓信大臣に之が申請をなしたりと仄聞す。固より當初許可の精神に反し當該官廳の許容せざる所なるべしと雖も、斯の如きは縣民多年の希望を無視するものにして、到底事業の圓滿なる遂行を期し得べからざるものと信ず。由來水力電氣事業は河川に於ける舟筏の通航、流木等の便を阻害し、又水害の區域を擴大するは勢ひ免れざる所、而かも從來縣民が此の不便を忍び、却て水力電氣事業の企畫を歡迎したる所以のものは、實に縣の産業開發を思ふの念切なるものあるが爲めなり。

今若し萬一縣民の熱烈なる希望を排し、縣外送電を認容せらるゝ如きことあらんか、漸く進展の機運に向はんとする、本縣の産業界に一大痛棒を加へらるゝものと謂ふべく、縣民の到底黙視する能はざる所なり。

仍て前記東京電氣化學工業株式會社の出願を排すると共に將來水力電氣事業の出願に對しては、縣内に於て電力を使用するものに許可する方針を採り、縣民の興望に副はしむべく閣下の明鑑を仰ぎ、以て逓信大臣に此の意を致されんことを、茲に縣

會一致の決議に依り意見陳述に及候也。

この決議が實に後年の縣外送電反對運動の濫觴となつて居るのである。

斯かる形勢の中に、秋風都門に入る八年十月五日野田遞相は錦衣故郷に歸ることになつた。一路郷里三池郡岩田村へと逸る足を、然し義理も人情もその巨腹に呑み込んだ野人遞相は、折尾から直方に曲げて貝島太助氏の墓參を忘れなかつた。

『皆な同志のお蔭たい』大臣の晴れ姿で墓前に起つたそれが心からの感懐であつた。だが遞相を待ち設けたのは墓標のみではなかつた。『活て居る同志』も、大臣の晴れ姿を喜び迎へた。それは麻生太吉氏であつた。固より同志として多年親交の仲、二人の間には萬事打解けて種々の話が進んだ。麻生翁は九州水力電氣の重役であり、五ヶ瀬川の水利權問題には勿論頭を悩まして居た一人である。話は自然その方に流れ、遞相は豫て抱懐する電力統制、合同論を大局的にこゝでも一席辯じて、競願の四社が合同するやう、麻生翁にも奔走方を依頼した。そのためには『單獨の許可はしない』方針を説いた。麻生翁も快く引受けて更らに、

これは、あんたの個人としての意見ぢやなうて、遞信大臣としての御言葉ぢやらう

のう。

と、念を押し、

そりやあ勿論大臣としての約束たい。

野田遞相の答も至極く明瞭であつた。『それなら、私の方の重役會には、この話をよく傳へて、馬鹿々々しい競争などは一切やらないやうに云ふておきます。』で、この相談は終つた。

このことは直ちに九州水力電氣の重役會に報告されたが、勿論競願相手の他社が知る譯のものではなく、競願運動は依然として猛烈を極め、九州水力としても安閑としては居られない状態に押しつけられ、相變らず四社四巴の畫策に余念なく、大淀川電氣化學工業の問題もこれに絡つて、あれやこれやの騒の中にその年も暮れて九年に入つた。

九年の九月麻生太吉氏は上京し、この問題に關して更らに野田遞相を訪問したが、遞相は曩の約束と方針とを繰返し、『何れの會社にても單獨にては許可せず。資本金三千萬圓六萬キロの合同電氣會社を創立せしむべし。』と内意を明かすに至つた。麻生翁は

安心して歸縣、十月八日より福岡市濱ノ町の別邸に持病の膽石病を病んで寢込んでしまつた。

ところで、十月十一日在京の九州水力電氣常務梅谷清一氏よりの電報が翁の病床を驚かした。曰く『突如逕信省ハ五ヶ瀬川ノ水利權全部ヲ九鐵ニ許可スル事ニ決シ、大臣ノ決裁ヲ經テ内務省ニ廻スニ至ツタ』と云ふのである。

これより曩き九州電燈鐵道は宮崎縣下の水利に通曉せる大西重次郎氏を入社せしめ、東京に於ては山口恒太郎氏が、地元には田中徳次郎氏が樽俎折衝の役に當り、潜行的に運動を進め、競願各社を出し抜いて、宮崎縣の土木費中に五十萬圓を寄附すべきことの條件にて、廣瀬知事より許可の内諾を得た。

大西重次郎氏によれば『縣からの話では五ヶ瀬川、一ノ瀬川の水利權は九州電燈鐵道のほかに、三菱の野口氏(日室)をも含める。許可の上は縣内にて工業を始めて貰ひ度い、と云ふことであつた。そこで會社は細島に用地を買収し、製鋼所を始める計畫であつた』とある。

第六章 麻生太吉翁の電報責め

九州電燈鐵道への單獨許可内諾は、競願の各社に取つては正に寢耳に水の驚きであつたが、就中九州水力側の狼狽、病床に在る麻生翁の憤慨は同情に値ひするものがあつた。この間の消息は麻生翁の日誌、關係往復文書及電報が手に取るやうに雄辯に物語つて居る。

十月十一日夜(在京梅谷氏より來電)逕信省は五ヶ瀬川全部九鐵に許すに決し、内務省に廻した。三千萬圓の新會社設立と矛盾するやう思ふ。右について何等か御諒解ありや返乞ふ。

十月十二日(梅谷氏宛返電)電見た。何等承知せぬ。九鐵に許可せらるゝとは實に意外なり。野田逕相に御面會事實確かめ御報乞ふ。病氣にて引籠り居る。

(同夜梅谷氏より來電) 昨電の件遞信省は知事の意見通り五ヶ瀬全部を九鐵に許可し、九鐵を中心として新會社を組織せしむる趣旨の如し。斯くては當社としては同意し難きは勿論に付、許可以前に聯合することには異議なく、且最も行はれ易きやう思へども、然らざれば先願を有する部分は飽くまで當社に許可あり度しと内務省に陳情し置きたり。貴下の御意見如何か承り度し。若し御同意ならば遞信省方面に對しては特に貴下の御配慮を願ひ度し。如何か返乞ふ。

十月十三日(梅谷氏宛返電) 電見た。合同すれば許可すると遞相より承はり居る。地元にて約束ある故、その約束を認むるため、九鐵の名儀によつて許可するも、その實は新會社にするといふ意味でないか。遞相に親しく御面談。矢張り貴電の通り、先願を無視して、九鐵に許可あるならば容易ならざる事故、和田氏と相談ありて、極力先願の主張を乞ふ。萬事手拔りなく、御配慮頼む。遞相に御面會の模様急に返あれ。

(同日夕梅谷氏より來電) 御病氣の由御保養祈る。五ヶ瀬川の件、九鐵への許可書遞信大臣以下決裁の上印あり。内務省へ廻し且つ、頻りに催促中なり。御賢慮乞ふ。

(同日夕野田遞信大臣宛打電) 宮崎縣水利出願に關しては、先願を無視し水利代金の如何により許可せられざる御方針なりとの御言明を拜聽し、九水會社に報告なし、同會社は御言明を守り、競願を避けたる始末につき、御内意通り共同新設會社の名儀に是非御許可あるやう願ふ。

十月十四日(野田遞相より來電) 電見た。委細その地にて相談す。十九日別府泊り御別荘へ行けるか返まつ。

(野田遞相宛返電) 御返電拜承、御着の上御目に掛ります。先電の趣旨は是非御採用願ふ。左もなくば二枚舌の事になり大困難生じます。別府別荘差しつかへない。御待申上ぐ。

(同梅谷氏より來電) 遞相に面會。五ヶ瀬川、九鐵に許可の趣旨相尋ねたるところ、遞相本來の目的は、九州の電力統一にありて、既に先日九水、九鐵、九軌合併の事を、和田氏に話せしも、未だその時機に非ずとの事につき止むを得ず、宮崎方面の水利關係者たる住友電化と九鐵とを合同せらるゝ方針を取り、且つ五ヶ瀬川は知事の面目のため、九鐵に許可するとも九水に於て之に参加する希望あらば敢て拒まず。先

日松永等貴下をも發起人にするやう話し置きたりとの事なり。夫れ故九水の先願を無視し五ヶ瀬川全部を九鐵に許可するとせば、九水は合同に對し何等關係なきこととなり、假令麻生氏發起人となるとも、九水九軌は結局合同に除外せらるゝ形となりて甚だ遺憾につき、許可以前に九水も又先願者として合同に参加すれば、閣下の理想とする九州統一の理想にもかなひ、且つ最も有効なりと信するが故に、五ヶ瀬川を九鐵に許可さるゝ前に合同せしむるやうにしたし。九水を除外すれば統一の大局上、不可なりとの理由を反覆説明せしところ、稍やその意を諒せられたるが如し。兎に角大臣は十八日福岡着の上、福岡にて相談すべしとのことに付、私も十七日同車再會前後面談す。

(梅谷氏宛返電) 電見た。昨日此方より遞相に宛て電し、遞相よりも返電來た。なほ抜かりなきやうその地にて御手配乞ふ。

(梅谷氏より來電) 電見た。和田氏と相談の上、昨電の通り遞相及内相に陳情し置けり。兎に角十八日朝門司着何れにて御面會出來るやすぐ返待つ。

(梅谷氏宛返電) 電見た。十八日まで外出出來ぬ見込。宅ならば御目に掛る。折悪し

く病氣にて閉口し居れり。

(梅谷氏車中米原驛より來電) 折角御保養祈る。明日御尋ねする筈なりしも、和田氏今日大阪、二十日別府着のため、五日直ちに別府に行くことになつた。大分より電話にて御都合伺ふ。大臣と之より同車す。

十月十八日九水棚橋専務來訪、翁の見舞をかね左の電報を示さる。

(梅谷氏より九水本社八塚氏宛來電) 例の件は最初、野田氏と九州に於て解決せんと約束にて歸りしも、最初より關係深き麻生氏病氣にて、野田氏と會見出來ざりし故、本件の解決は同氏全快するまで猶豫ありたしと野田遞相に懇請、その承諾を得たる迄にて、未だ根本の解決出來ず。此の如き成行につき、遞信省の態度は實に不可解千萬。余明日特急にて上京す。夫まで猶豫ありたしと、堀田氏は勿論杉田氏にも懇請ありたし。右の趣相談役に話し、聲援を御依頼ありたし。

(八塚氏の梅谷氏宛返電) 例の水利權のこと、内務省決裁せんとする由聞きたる故、今日堀田局長に面會した。野田、肥後二氏より九水との諒解を得た。九水の事は一切引受くる故當省の提案通り、同意せられたしと、嚴しく申來る故、明日遞信省案

通り許可せんと思ふと堀田氏は言ふ。和田氏は、逓信省と諒解したることなし。念のため九州へ問合せる故返電あるまで一時の猶豫を乞ひ、明日正午まで猶豫の承諾を得た。貴地にて野田氏と談合せしや、逓信省案通り決裁せらるゝも差つかへなきや、明日正午まで着するやう返電待つ。

十月十九日（在京梅谷氏宛打電）水利権に關し、九水のことは一切引受けるとの逓信省提案通り許可ありと云ふは、知事の仲裁によりたる地元補償金支出につき、名儀の必要上許可するといふ意味にて、新會社に許可するも、その手続きに時日を要する故、一時九鐵の名儀にて許可し、九鐵よりは夫等の受書を逓信省に差入ある次第にてはなきか。和田相談役に御相談あり、逓相に御面會、その邊御談合あらば明瞭すべく、左もなく九水の先願權を無視し、九鐵のみに許可するときは如何にしても不穩當にて諒解に苦しむ。逓相になほ内容御打合せを希望す。

十月廿一日（和田相談役宛打電）五ヶ瀬川の水利権につき、最初逓相の意見は先願を無視し、水利権代償の多少によつて許可することなき旨明言せられしことは、その際九水會社に報告せし通り。その後競願を避けるため電力會社を組織し、夫れに許

可したき旨の内談あり。幸ひ、地方官會議に知事上京中につき、知事を以て解決なさしむべしとの事はその當時親しく御話申したる通り。知事は水利権代償を九鐵と約束せし關係上、同社の名儀に許可せらるゝやう上申し、逓信省之を容れたるは、右水利権代償の關係上九鐵名儀に許可するも、電力會社組織の上は九鐵に許可のまゝ、その會社に提供なさしむる意味にてはなきか、その内容御確めの上、果して九鐵は名儀上の許可のみならば、會社組織に御盡力願ひ度し。若し九鐵に於て地元水利代償の外既得權の代償を受けるとせば、全く九水の先願權を無視し、野田逓相は二枚舌を使はれたるものなれば、徳義上の責めは無論、國務大臣として一方の出願者には競願を避けしめ、一方の出願者には水利権代償など知事に約束なさしめ、その結果知事の上申通り許可するといふことは、言語同斷の次第、貴台を始め小生とは永年懇親の間柄なれど、たとへ懇親といへ共、偏頗の希望は出來ざるを以て、最初より正々堂々競願したる結果、不利に陥るとしても九水の立場致方なきも、却つて懇親の間柄に乗じてベテンの不穩當の所爲は飽くまで御抗辯願ひ度し。生憎病中にて上京出來ぬ故萬事御厚配頼む。

(梅谷氏より來電) 五ヶ瀬川の件遞信省は遂に知事の意見を是認し、全部九鐵に許可し、九水に對しては單に送電會社に加入せしむれば足れりとの意向にて、荐りに内務省の同意を求めつゝあり。先願を無視する穩當の處置に非ざること、和田相談役も貴下と御同意にて、本人自ら去る十七日遞相に面會し、先願無視の不當を詰りたれども結局要領を得ず。尙昨日並に今日引續き余は電氣局長に面會して、先願無視の理由を質せし處、九鐵九水の出願書類を比較するに、九鐵は一般供給にして、九水は自家用なる故に、九水の先願なりとするも、競願の場合は一般供給會社に許可する本省の方針に適合し、知事の上申も非難する點なき故、その意見通り、全部九鐵に許可せんとするものなりと明言せり。右に對しその言葉の不當なる事實を列舉し、反覆辯難せしも耳を傾けず。只その水利權は九鐵に與ふるも、九水は送電會社に加入し、送電力の大部分を買入れ、實益を收むる方得策に非ざるや、この點に關し、拙者は九水のために頗る好意を表し居るに付き、この舉に出られんことを希望すと云ひ、是又不得要領なり。右に對して我社の態度を決定して、飽くまで先願優先權利を主張すべしとの相談役の意見にて、廿五日緊急重役會を開會する事とな

り、各重役に招電を發せり。御病体御出席如何と存ずれども、肥後局長も亦此際貴下の御出京を希望し居るにつき、成るべく御來會願ひ度し。否や返。

(梅谷氏宛返電) 先願權を無視して、九鐵に許可するといふ不穩當は何としても、野田遞相の處置としては了解に苦しむ。送電會社に加入といふ意味は、此際九鐵の名儀にて許可するも、送電會社組織の上は、九鐵に許可せるをその儘送電會社に提供するといふ意味にてはなきか。局長よりも遞相に面會し、親しく胸襟を披きて御懇談希望す。病中にて遺憾ながら上京出來ず、和田氏に電信にて依頼した。万事御配慮頼む。……(麻生商店刊行の麻生太吉翁傳による)

電報戦はなほ續くが、翁はたまりかねて原首相にも書面により遞信當局の不當を鳴らして、その反省を求めて居る。

これによつて明らかな如く遞信省は宮崎縣の上申に基き、五ヶ瀬川の水利權を九州電燈鐵道に單獨認可し、九州電燈鐵道を中心に宮崎縣下の水利權者たる住友家並に電氣化學工業の三社にて送電會社を創立せしめ、九州水力電氣も希望するならば參加を拒まずと云ふにあり、各社は十一月末には夫々代表者を出して、内々宮崎縣下に於て

各々が発電したる電力を送電會社により輸送供給する場合の種々の具体的打合を進め、送電會社には九州水力並に九州電氣軌道その他關係諸會社を發起人として勧誘することなどを協議して居たのである。

第七章 九鐵單獨許可方針覆へる

九州水力電氣は大正九年十一月廿五日重役會を開いて「新會社が発電と送電とを含むものであれば九州水力電氣は先願權を移して該會社に参加する」旨を決議して、逓信省にこの由を通じたが、逓信省は「新設の會社は送電のみの會社であつて、水利權は九州電燈鐵道に單獨許可する」旨方針を明示し、九州水力側の要求を一蹴して讓歩しなかつた。そこで前記の如く病中の麻生太吉氏は電報、文書で八方を動かし、和田豊治氏は逓信省に再三足を運んで手を盡した結果、野田遞相は團琢磨男を介して和田豊治

氏と再協議を進め、こゝに形勢は全く一變して、

五ヶ瀬川の水利權は九州電燈鐵道、九州水力電氣の何れにも許可せず。別に九州送電會社を新設して、宮崎縣下に於ける既許可、未許可の總てを打つて一丸となし、その新會社に許可すべし。

とする、野田遞相の内意を得るに至つた。それは大正九年も正に暮れ去らんとする十二月三十日のことであつた。

和田豊治氏と野田遞相との交渉應接は相當に猛烈なものであつて、棚橋琢之助氏は兩者會見の模様に就て、

九州送電は全く和田豊治氏の努力によつて創立されたものと云つても過言ではない。當時種々のことがあつたが、九鐵に單獨許可となりそうだと話を和田豊治氏が聽かれ「それは怪しからん」と野田遞相と會見され、私も度々お伴をしたが、和田さんは野田さんにビシ／＼突つ掛られる。野田さんはあゝ云ふ人であるから別に怒つても居られなかつたやうであるが、いくら入懇な間柄とは云へ相手は大臣である、こんなことで良いのだらうかと側の者はハラ／＼して聽いて居た。余り見かねて注意し

たこともあつたが、『マア心配しないでも良い』といふことであつた。和田さんの當時の心境としては、恐らく友情を賭して交渉に當られたものと思ふ。
と語られたが、故渡邊綱三郎氏は、

夫の宮崎縣の水力問題は九水の立場として非常に和田君の頭を痛めたる問題なるが、此の件に關して大正九年の冬、主務省に交渉することとなり、時の逓信大臣は野田卯太郎氏にて、訪問會見したるところ、兩者の意見に扞格ありしたため終ひに衝突を來し、和田君は憤然、席を蹴つて逓信省を辭し去り、本問題は一時物別れの姿とならんとしたり。余は主務省と會社との間に意志の疏通を欠くことの甚だ面白からざるを憂ひ、直ちに和田君に面晤して諄々野田氏との再會見を希望して福岡に歸れり。然るに幾許もなく和田君より余に向けて態々『野田氏に面會した安神あれ』との電報を送り來りたり。翌十年晩春余は福岡市の要務を帯びて上京したりしかば、濱田精藏氏と共に和田君の邸を訪ひたるところ、玄關先に十四五文もあらんかと思はるゝ不体裁の靴の並べあるを見、扱は相撲取太刀山は和田君と懸念なれば、太刀山にしも來訪し居るならんと濱田氏と吹きながら式代せしところ、二階に通れと云はるゝ儘

席に至れば、豈圖らんや、その大靴の持主は野田大塊翁ならんとは。二君は浴衣がけにて大胡座をかき、團扇を手にし、打ち寛ぎて大聲にて談笑しつゝあり。余等の入り來りしを見て大に悦び、互に萬丈の氣焔を揚げ、縦横の議論を闘はして半日を消したることあり。今日二君の當時の態度を追懐して、數ヶ月前逓信省にて吹き別れの喧嘩をなせしを思ひ、興味の湧くを覺ゆるなり（和田豊治傳より）。

とあり、また松永安左工門氏は、

九州に於ける電氣界の爭覇戦なるが、當時余は年少氣鋭なりし故、和田氏の深き思慮ある所を辯別する能はず、相當猛烈に抗爭對敵の氣を奮ひ起して相争ひしも、元より禪擔ぎが横綱に相當るが如く、勝算なきは初より明にして、極めて鮮やかに敗北したる事なるが（和田豊治傳より）。

と、和田氏追懐の辭の中に五ヶ瀬川水利権問題と九州電燈鐵道の立場とを卒直に認め
て居られる。

五ヶ瀬川水利権問題は斯の如く、迂余曲折の末、辿り着いて見れば、結局元の起點
だつた譯である。即ち統一合同の最初の建前に歸つたのである。野田遞相にして見れ

ば單獨許可の意志がそれ程強固だったのではなく、そこは人情大臣のこと故、宮崎縣當局や遞信事務當局の立場を庇つての迂廻だったのであらう。

第八章 四社平等出資の九州送電發起さる

明くれば大正十年一月十七日野田遞相は九州に於ける代表的電氣事業者並に九州に水利権を有する主なる企業家

九州電氣軌道 松方幸次郎、松本泰藏

九州電燈鐵道 松永安左工門

九州水力電氣 棚橋琢之助

電氣化學工業 藤原銀次郎、藤山常一

住友家代表 小倉正恒、大屋敦

それに和田豊治の九氏を遞信大臣官邸に招致し、野田遞相より『將來合同の階梯として』電力會社創立の訓示をなし、和田豊治氏を創立委員長に指名し、當日の出席者を委員に直ちに第一回九州送電創立發起委員會を開催協議したことは既に冒頭に記述したのでこれを略すが翌十八日、和田委員長は、

九州送電株式會社は單なる送電會社なるも矢張り自ら發電所を有する方確實であると思ふにより、諸君に於て許可を受けたるものは此際新會社に讓渡され度し。

と、提議するところあつた。

ところで納まらないのは九州電燈鐵道の立場である。九分九厘單獨許可まで漕ぎ付けて手続きを残すのみとなつた瞬間形勢逆轉したのであるから、納まらないのも當然であらう。棚橋琢之助氏は松永安左工門氏と鋭意折衝の結果一時は破綻に類したが、和田委員長を説き伏せ、

五ヶ瀬川の水利権は従前の行掛り上一旦これを九州電燈鐵道に許可し、改めて九州送電に讓渡繼承せしめる。

解決案に到達、電氣化學工業の大淀川系水利権及び住友家の耳川系水利権は九州送電

會社に提供せず、そのまゝ兩社に於て保留し、住友家はその開發工事を九州送電に委託とすることとなり、九州電氣軌道は火力本位の會社の建前上將來の大合同には參加すべきも九州送電の創立には參加しないと立場を明らかにし、前後六回に亘る協議を経て、

一、當初提議されたる水利權讓渡の件は何れも事情ありて之を見合せ、新會社と電力需給の形式を以て協議すること。

二、創立發起人の増加を勸誘し、伊藤傳右衛門、堀三太郎、大橋新太郎、山口恒太郎、上野山重太夫の諸氏を追加決定す。

三、創立新會社と水利權者との利害を密接ならしむる爲め各新會社持株數決定の必要ありとし、その方法として總資本金貳千萬圓の内六割を九水、九鐵、住友、電化の四社に於て平分に引受け、その他は三井、三菱、熊本電氣並に宮崎縣下の水力事業者その他有力者に對し引受方を勸誘し、その残余株あらば前記四社に於て引受けること。

四、爾今事務取扱に就き山口、上野山兩氏協議の上執行すること。

とする九州送電創立の輪廓が決つたのである。

即ち九州送電は資本金貳千萬圓、九州水力、九州電燈鐵道、住友並に電氣化學工業の四社の平等出資として、他に地元及び水電事業者を加へ、九州電燈鐵道より繼承する五ヶ瀬川系の水利を直營開發し、耳川系の水利はこれを九送の受託工事として開發し、大淀川系は電化にて開發の上送電を九州送電に託す、事務取扱ひは九州電燈鐵道を背景として新に發起人に參加せる山口恒太郎氏及び九州水力電氣側として發起人に加はれる上野山重太夫氏即ち九水、九鐵兩社が主として當る、と云ふのである。

よつて大正十年三月二十七日第六回發起人協議會を逓信大臣官邸に開き、全委員の外、野田遞相、肥後電氣局長、吉原秘書官が列席、

和田委員長より、去る一月第一回協議會開會以來の經過を述べ、

會社成立の上は本事業の開發の爲め當局大臣閣下を始め主務官廳に於ても十二分の御指導並に御援助願度き旨を述べたのに對し、野田遞相は、

「國家經濟上の見地より電力の統一、合同の最も必要且つ緊切なる」所以を力説して

「たゞに一送電會社の成立に止まらず進んでその統一、合同の目的貫徹に努力を望む」

と激勵、更に製鐵所並に鐵道電化の必要性を強調。

和田委員長、麻生太吉の兩氏より交々、遞相訓示の趣旨を体し、その目的貫徹に努めるは勿論なるも、大臣閣下も亦、朝にあると野にあるとを問はず國家經濟の大局より實現に努力され度し。

と希望、會社創立のことはこゝに漸く軌道に乗つたのであつた。

野田遞相説くところの九州電氣事業者大合同の階梯としての九州送電創立に、當時一般が如何に期待し、その實現を願つたかに就いて堀三太郎氏は云ふ、

思ふに電氣事業の將來はどうなるであらうか、専門家でない私には勿論的確な見當をつけることは出来ないが、私をして言はしむれば、電氣事業の如きは各地方區劃に一會社組織にするのが一番良いと思ふ。例へば北海道にある總ての會社が打つて一丸となり、九州でも同様に打つて一丸としたならばその發達は目覺しいものがあらうと思ふ。群小會社の獨立經營は決してその大をなす所以のものではない、九州の如き「九水」「九軌」「東邦」「熊電」「鹿兒島水電」と互ひに競争のみ續けて居ては單に各社自身の不利なばかりでなく、電氣事業將來のために不幸であると思ふ。而

かも從來唱道された九水、九軌、九鐵の三社合併の如き時代は去つて、既に九州電氣事業を統一するの機運に向つて居る。即ち速かに斯業界を統一して水力に於ても火力に於ても共に完全な發達を圖ることに努力せねばならない。此意味に於て私は事業當局者に大いに希望を發し度いのである。

と。又九軌宮田兵三氏も當時語つて居る。

九州送電會社は四社を主体として創立するに至つたものであり、當時九軌にも交渉があつたが、九軌は圏外にあることだから松方社長は之を謝絶した。元來送電會社の創立は九州に於ける電氣會社合併の前提である。この意味に於て九軌は送電會社に加入しないが、その創立は歓迎する。

と。何れも當時の記録の斷片に過ぎないが、以つて合同統制の機運至れりと一般が九州送電の出現に囑望した状態を察するに余りあらう。

その四月には電氣事業經營許可を申請すると共に、會社創立に要する諸般の事務を開始したのであつた。事務進捗状況を委員會議事録に見れば、

第七回委員會（四月十四日）

- 一、 會社創立發起人ニ大屋敦、笠原鷺太郎、日高榮三郎ノ三氏ヲ追加シ、更ニ四月末ヲ限ルコト、シテ熊本電氣、三井、三菱、久原及宮崎方面事業關係者ヨリ發起人ヲ募集スル事

- 二、 株式引受其割合（電化、住友、九鐵、九水ノ四會社何レモ五萬株宛引受決定、個人發起及贊成人ハ各二千株）

右二件ヲ決定シ、定款、目論見書類ヲ新ニ印刷スル等決定

第八回委員會（五月五日）

- 一、 發起人トシテ三菱合資會社ヨリ木村久壽彌太氏、久原鑛業株式會社ヨリ田邊勉吉氏新ニ加入セラレタル事

- 一、 宮崎縣地元賛成株ハ事業關係上可成多數應募ヲ希望スルガ、知事ヲ始メ地元現發起人ニ人選方ヲ依頼シ、決定次第委員長ヨリ勸誘スルコト

- 一、 長崎縣、鹿兒島縣ヲ供給區域ニ加入スルコト

- 一、 創立事務所ヲ京橋區南傳馬町三丁目五番地第一相互館ニ移轉ノ件

第九章 宮崎縣下の縣外送電反對運動

大正十年は日本史の上に極めて重大な一頁を占む可き年であつた。その四月には足尾銅山に大罷業が起り、安田善次郎翁が大磯で刺殺され（九月）、ワシントン會議が開催されて加藤全權が出發した（十月）。十一月には原首相が東京驛頭で暗殺され、延長内閣として高橋是清子が首相に就任、十二月には日英同盟が廢棄された。朝野は擧げて普選運動に熱中、斯かる風潮は無論九州のみ例外である可き筈なく、その前年の製鐵所大罷業の余波を引いて、華々しい思想運動が展開されて居た。九州の電氣事業界では、その年の十二月九州電燈鐵道が關西電氣と合併して今日の東邦電力となつた。松永安左工門氏は「九水、九軌との合併が熟するならば、東邦としても舊九州電燈鐵道區域を切離して、これに應ずる」旨を合併總會の席上聲明したが、一般にはこれで三社

合併の時期は去つたものと観測して合併論者を悲觀せしめた。これは實際に大きな變化であつた。

こゝにいふ時代的背景の下に九州送電は、その創立準備に着手したのであるが、前途は無難多難であつた。宮崎縣下に於ける「縣外送電反對運動」の展開は、創立準備進行の上に最大の支障を來たしたのである。

宮崎縣下の縣外送電反對運動は然し大正十年に忽如として勃發したものでなく、既に前述の如く大正七年の縣會に於て「縣營電氣」の建議となり、越へて八年、九年の縣會で「縣外送電反對」の建議及陳情となつて現れ、縣會では既に久しい問題であつた。がそれまでは縣會内の問題で一般の民衆運動ではなかつたのである。

ところが十年一月の遞相官邸會合以來、九州送電創立準備のことが新聞に傳へられるや、俄然宮崎縣民の注意を浴び、五月十日宮崎町(市制以前)上野町四丁目「惠美壽講」の席上、談偶々九州送電のことに及び、會衆は期せずして奮起し、

縣民覺醒の時期來る。

近く設立されんとする九州送電會社は中央政府の意を承けて電氣事業統一の名の下

に本縣唯一の資源たる水利權を壟斷し去らんとす。

縣民は今にして覺醒せずんば本縣は未來永劫その財源を奪ひ去られんとす。火は將に汝の墻壁に迫り來れり。

縣民は自己生存のため、財産保護のため、宜しく一齊に奮起して反對の輿論を作らざる可からず。

上野町四丁目に於て右決議す。

とする送電反對の宣傳ビラを急造し、輿論を喚起すべく、自動車に鉦太鼓を用意し、市内隈なく廻つて、宣傳ビラを撒布した。これ實に縣外送電反對運動の先驅であつた。

上野町「惠美壽講」の運動は勿論滿點の効果を示し、町内の人氣を獨占した觀があつた。これに刺戟せられて翌十一、十二の兩日宮崎町役場樓上に對策協議會が開催され、長峰與一代議士、温水實孝縣會議長を始め宮崎市在住の各會社銀行代表、有志など多數が出席して縣外送電反對同盟會を結成し、委員を舉げて反對實行運動に着手した。

十五日には宮崎、見湯、東諸縣三郡中部町村長會の決議となつて現れ、又同日宮崎

町喜樂座に於て反對大演說會が開かれ、二十三日には時の知事廣瀬直幹氏を實行委員が訪問意見を叩くなどのことがあり、六月一日百ヶ町村長が會合して宣言決議を發表し、その午後は縣民大會を開いて氣勢を擧げた。翌二日の夜は宮崎町を中心に青年團の反對提灯行列が舉行され、一隊は自轉車隊を編成し、他の一隊は法螺貝、太鼓を叩いて、宛然これ百姓一揆よろしくの態であつた。この青年團は三日宮崎赤心團を結成して、運動展開の推進隊となつて活躍した。地元における運動だけにては目的貫徹期し難しとして、長峰代議士、温水同盟會長は上京して、縣出身有志に説くと共に逕信、内務兩省に陳情するなど、運動は日一日と活潑熾烈を加へる許りであつた。

斯かる形勢の中に廣瀬直幹氏去り、杉山四五郎氏が新に知事として來任した。杉山知事は六月二十五日縣會議事堂に於ける議員協議會に臨み、

刻下縣民注意の焦點となれる送電問題に就ては、一言以つて之を覆へば公正なる立場に於て解決せんこと之なり。

河川は國有なり。故に縣内の發電所全部を一キロたりとも縣外に送らずと言ふは公正なる見地より見てなほ考慮の餘地あるべしと雖も、今回の送電計畫の如く、一部

少數の資本家を利するの策略は國策として之を取らず、寧ろ不埒千萬なる計畫として之に反抗せむ。本問題に就ては赴任日向淺く、事態の真相を知る事尙未だ甚だ少し。依て充分に研究考慮したる上、諸君と熟議を遂げ、適當なる解決を見度き念願を有す。縣營水電調査のために臨時縣會を招集せんことを要求せられたるが、縣營水電は實に重大問題にして一千万圓程度の縣債を起す事は、内務省は殆ど省是として容易に許さざるが如く、大藏省も亦多大の憂慮の下に認可甚だ困難なるべし。又一面に一千万圓の起債は縣民負擔より見ても容易ならざる重大事なり、是亦充分調査研究して具體的成案の作成に努力すべしと雖も、臨時縣會を招集するや否やは今に於て明言し難きところなり。

と新任挨拶を述べるところあつたが、七月一日杉山知事は同盟會代表との會見に於て、東京にて上京委員諸公と會見の節も申述で置いたことではありますが、當時の状況から見て私はこの運動に對して若干疑問を抱いて居た。内務省邊りで云つて居る通りの例の不純分子が介在して居りはせぬか、所謂或る野心家の煽動に出たものではあるまいか、又所謂反對のための反對ではあるまいかなどのことを考へぬでもなかつ

たので、赴任の上篤くと事情を調査した上で意見を確立したいと述べて居たのであります。然るに着任して見ると、殆ど私のこの疑惑は一掃された感がある。着任後各方面の人々に會見し、各方面の事情を調査聴取するに、さすがに七十萬縣民の根據ある運動であることが諒解出來た。目下蹶起して運動の衝に當つて居られる人々は少數であるけれども、その少數者は縣の知識階級で、その聲は覺醒せる縣民の聲として、直ちに一舉手一投足が七十萬縣民の眞の輿論を作成し得るものであることを信じます。それでその真相を一日も早く政府當局に知らしめ、眞の縣民の安危休戚に關する問題として縣民一致眞の民衆運動を起して居るものであることを、諒解せしむるの必要があると信ずるので、郡長會議、署長會議を終了すると共に、この内容報告のために上京する積りで居るところでありました。元來電氣の統一、既設電氣事業者の合同は國策の上から見て異議のないところで、私としても國策として之に對して異論を唱ふべきところはないと思ひますが、然し今回創立の九州送電會社がこの國策の遂行者であるとは斷じて云へません。一營利會社のために七十萬民の利益を犠牲に供すべきことのその非なることは云ふまでもないところであります。

而して地圖を按じて考ふれば、本縣はその地勢より見てその夫惠より見て、近き將來一段發展を遂ぐべき位置にあることを固く信じ、將來全國に於て最優良の縣勢を庶幾することの難かしくないことを信じてゐます。これを達成するには必ずこの電氣力を保有して居ることが必要でありますが故に、私としては別個の國策を提げて政府に迫り、本問題の有利なる解決を得んことに努力することを聲明致します。兎に角此の運動の真相を誤り傳へらるゝことは、縣民の不利益であると共に、延いては私の責任でありますから、この責任の點から見ても私は急遽上京の必要なることを考へて居るのであります。

と縣外送電反對運動に對する態度を明らかにするとところがあつた。杉山知事のこの強硬態度は運動の進展に油を注ぐ結果となり、縣北東臼杵郡に反對同盟の支部が設置され、都城町、細島町、佐土原町、小林、高鍋の各町で或ひは演說會が開かれ、支部が續々設置されるなど、今や一局部の運動でなく全縣に戰線は擴大され白熱的熱狂を示すに至つた。

杉山知事は温水縣會議長その他と相前後して上京各方面に折衝するところがあつた

が、その結果九州送電第九回委員会に於て山口常務委員より杉山知事との會見の顛末を左の如く報告して居る。即ち

宮崎縣民の縣外送電反對運動に對しては知事の種々の配慮の結果一切を知事に委任の事となつた。九鐵出願の五ヶ瀬川水利使用は當初出願の通り縣内一般に電燈電力を供給することとして許可し、住友の分は他日目的變更を出願すれば許可せらるべきにより、九州送電會社の創立は急速に取運ぶようとの注意を受けた。なほ宮崎縣の水力電氣縣營の希望は種々實現困難なる事情あるため、これを中止せしめたとの事であつた。

然し杉山知事と山口常務委員折衝の内容は、知事及び上京委員の幹部が知るのみで、ただ上京委員より政府の意向として、(一)水利使用既許可の分に對しては當初の計畫通り縣内に於て起業せしむること、(二)その未許可の分に對しては縣内に起業するものに限り許可することの指示を受け、縣に於てもその旨を体して善處すると報告され、兎も角も縣民の希望に近づきつゝありと云ふことで八月廿七日報告感謝會が開催され、數千の大衆は盛大なる提灯行列を行つて宮崎神宮に參拜し、市中を練り歩いて縣廳に至

り散會した。

杉山知事の裁定は縣内に於ける電氣事業の經營實行に在り、これは會社側の満足するところでないのは勿論である。従つて縣外送電反對同盟及び縣側並に會社側と三者三練のまゝ運動は第二期に入つた。

第二期運動の特徴は縣内起業促進を掲げたことに在つた。このことは翌十一年四月十日同盟會幹部と杉山知事との會見席上、知事の回答によつて明瞭である。即ち

送電會社の問題は昨年着任後第一次上京の節、會社創立委員長たる和田豊治氏に會見して「送電會社を創立する前提として宮崎縣の水利は既に水利使用を許可されて居る既設會社の権利であるが其既設會社は縣内で起業する事を目的として明記して居るが故に、結局縣内で起業せねば發電することが出来ぬのであるから、送電會社の創立を計畫されても實行は不可能と云ふことになりはせぬか」と問ふたところ和田氏も、成程送電といふ名は悪い、何とか考へませうとの事であつた。それで公人としての和田氏、紳士としての和田氏との間には圓滿なる諒解が出来て居る譯である。その後最近上京の際も和田氏に逢ふの機會があつたので、その意味のことを繰り返

し語つて置いた。然し萬一この信頼が裏切られて、実際には何時までも事業に着手せぬと云ふ如き事ありとすれば、豫て縣會に於ても公式に責任ある言明をなした通り、斷乎として許可を取消すの外ないと決心して居る。和田氏に對しても、一例として住友家の如き大資本家と雖も、萬一縣内起業の目的を放棄するに於ては、何時にても取消すの決心を有する事を告げて置いたが、和田氏はこれを諒とし、且つ住友家の鈴木總理事にも間接には通じて居る筈である。住友家の某氏が語つて居るやうに『縣内起業の條件は單に形式的文字で何等實質のないものだ。これを信じて居るのが間違ひだ』などと云ふことは言語同斷である。そんなに知事を馬鹿に出来るものではない。予はその様な虚器を擁して居るものではない。斯の如きことを公言するに於ては斷乎として取消すのみである。而して諸君が今後起業促進を方針にして進まれる事は極めて機宜に適したものと思ふ。予も亦及ばずながら御助成致さん事を誓ふ。逓信大臣が電気事業として送電會社の創立を許可しても、縣内起業の水利使用目的を實現せねば發電する事が出来ぬ譯であるから、會社の事業が實行の出来ぬ事は自明の理である。

と。以つて杉山知事の強硬な態度と運動の方向を知ることが出来よう。

この間の事情を會社側の記録にこれを見よう。即ち、

第十二回委員會（一月二十六日）當社出願の電気事業に對し昨年十一月初め逓信省より許可指令を宮崎縣に廻付せられたるが、杉山知事の態度依然不鮮明にて副申進達遅延のところ、本年三月末まで猶豫方知事より大臣秘書官宛來狀ありたるに對し、當社として之が可否に付き協議の結果、知事の面目を立て三月まで待つことに決す。なほ豫て出願中の九州送電の供給區域中より鹿兒島縣を削除する件を承認した。又九鐵より催告があつた關西電気との合併に關し異議なき旨回答することを決定。

第十三回委員會（三月九日）鈴木委員より宮崎縣下視察のところ、地元にて送電反對の人氣も漸次緩和された模様なれば、此際多少縣民の面目を立て、會社設立を促進せしめてはとの發議があり、一同々意し、宮崎縣に優先權を與ふる事とし、その意味を概括的に定款に明示してはとの委員長提案に對し一同賛成し、上京中の知事と打合の上方針を決定することゝなつた。

とある。これによつてこれを見れば、杉山知事は強硬の半面、解決に苦慮した模様が見

られ、又民衆運動も一年を経過して稍や足並亂れ勝ちとなつたことが想像される。即ち杉山知事は妥協案を示して妥結を急いだのであつた。これを會社側の記録に見れば、第十四回委員會（九月廿三日）今回杉山知事より提示された對縣電力契約案を基礎とし、當社案をも立て、山口常務委員は知事と東京に於て屢々折衝を重ね、結局知事も當社案を以て漸く納得せらる可き模様で、たゞ歸縣の上反對同盟委員に對し當方案の無理ならぬ理由を説明するに足る材料の提供方を要求さるゝまでに進捗せり。該契約案文中縣外送電に對し寄附金の項に就て、松永委員より斯かる永久的公課は他の各縣に波及の恐れがあるを以て種々反對の意見開陳があつた。和田委員長より電氣化學の工事進捗の關係上此の解決を急ぐ譯であるが、電化の問題さへなければ當社としてはこの際寧ろ此の儘に放任し置き、他日を待つ考へなり。此際當社案を以て進み萬一纏まらざれば一時交渉を見送ることにしてはとの提案があり、電化側は當方案の外に多少の余地を保留して折衝方委員長に一任したしと云ひ、協議の結果一任に決定。

即ち知事の妥協案骨子は(一)縣内に於て起業すること(二)縣内將來の需要を見越して一定

量の電力保留をなさしめ(三)余剰あるは縣外送電を阻げず(四)但し縣外送電の場合是一定量金を寄附の形ちにて公納せしむる、と云ふに在つた。

然しこの交渉の途中に於て高橋内閣は改造に失敗して投げ出し、加藤友三郎内閣が成立、野田大塊翁は再び野に下り、逓信大臣には前田利定子が代つて就任し、好漢杉山知事去つて、大芝惣吉氏が來任した。

大芝知事は杉山知事の線に添つて解決に努力した。即ち、

第十五回委員會（大正十二年二月十五日）昨年九月杉山知事と具体的折衝を重ねて當社案に對し大体了解を得置きたるに不拘、その後未だ解決に至らずして間もなく知事の更迭を見るに至り、自然本問題もその儘となれり。然るに昨年末新任の大芝知事より招電に接し、山口常務委員宮崎縣廳に出頭、種々折衝の結果、大に進捗を見、縣は大にその主張を讓歩し、結局料金問題を除くほか全部當方案を容認する旨山口常務委員より報告あり、依て縣の主張する契約案即ち料金の點に就て協議す。松永委員、前回同様動力課税に付き反對意見を開陳、縷々説明するところあり、和田委員長その意見は尤もなれども一方電化工業も仕事を開始し居る事なれば是非今日解決

願ひ度しと語り、協議の結果、近々山口常務委員再度宮崎縣に出張し、大体此の契約條項を以て協議を進め、双方歩み寄りの余地を残し、山口委員に一任し、此際兎も角縣との交渉を纏めることに決す。

藤原委員より電化工業を代表し一日も早く九州送電の創立せられんことを希望し、同社の立場より種々希望意見の開陳ありたり。

九州送電山口常務委員は右十五回委員會の決定に基き四月宮崎縣にて大芝知事と種々折衝を重ね、大芝知事は交渉の経過を一々反對同盟委員は勿論、縣會正副議長及び縣會などの意向をも聴取して萬遺漏なき手筈をなし、五月一日、

- 一、送電會社は縣外に送電せる電力に對して一定の寄附金を年々縣に提供すること
- 一、その計算は毎一年を通じて計算し、毎年十二月廿五日限り縣に納入すること
- 一、縣は何等の名儀に不拘第一項に規定せる電力に對して課税せざること
- 一、送電會社は縣内の電力需要者に對して優先且つ安價にその電力を販賣すること

一、送電會社は本社を東京に置き、出張所を宮崎町に置くこと

一、寄附金の算定は理論馬力一馬力に對して一圓二十錢を寄附、その換算指數は二

〇六とす

とする覺書を交換、知事と山口委員とが調印する許りとなつた、間一髪、この問題に對して反對同盟委員の中に知事の人格を傷けるが如き批評をなす者があつたので、知事は大いに憤慨して人格を傷けるが如き噂までされて解決の矢面に起つのは本懐でないといふと調印を謝絶したので、九分九厘まで漕ぎ付けた解決の瀬戸際で又々挫折することになつた。

第十六回委員會（六月二十二日）山口常務委員より宮崎縣との送電料金交渉の結果に關し左の如き報告ありたり。

去る四月中宮崎縣に出張し、屢々大芝知事と折衝を重ね、知事は之が交渉の成行を縣議員團に報告し、その意見を聽きて交渉を纏め、本委員も又大分九水に二回往復して今井技師の意見を參酌し四月三十日夜双方漸く妥協の成立を見て、翌日覺書交換の事となりたるが、翌五月一日に至り右調印は或る手違ひより覺書交換前大芝知事より突然その交渉を一應辭退するとの申出あり、解決は間一髪にして一頓挫を示

せり。その後大芝知事上京の節懇談したるも、五月二十九日最後の反対同盟委員会開催の豫定なるに付、知事は目下のところこれまでの行掛り上自ら進んで解決の衝に當るを差控へ度いと希望ありたり。

と、會社側委員会の記録はこの間の消息を説明して居る。

一方反対同盟側では五月十日委員会を開き、今後の運動方針を協議し、これを五月二十九日の同盟總會に諮り、今後九州送電側より交渉があつた場合は次の如き大綱によつて交渉して貰ひ度い、と知事に陳情するところがあつた。

一、水利権既得者が大正十二年六月以後一ヶ年を経過するも工事に着手せざる場合は、速に許可の取消しを實行され度きこと

一、將來の水利権出願に對し許可せらるゝ場合は、必ず縣内に起業を條件とし、その誠意ある者に限り許可され度きこと

一、送電會社に對する許可指令を依然知事の手許に留保し、交付されざる様せられ度きこと

が、大芝知事との纏れも何となく明朗でなく、且つ同盟内部の結束も當初の如き熱意

を失ひ、そのうちに關東大震災の見舞ふところとなり、さしもの大運動も自然沙汰止みとなつて終熄するに至つた。

第十章 九州送電漸く成立す

宮崎縣下に於ける縣外送電反對の民衆運動は終熄したけれど會社創立の荆棘の道がそのことによつて直ちに明朗となつたのかと云へば、それは決してそうではなかつた。

關東の大震災によつて世の中の状態は正に一變した。内閣は加藤内閣より山本内閣へ、逓信大臣も犬養毅氏に代つたし、宮崎縣知事も大芝知事から齋藤宗宣知事に代つた。歐洲大戰後の景氣反動がこゝに至つて更に激化したことは言を俟たない。あれも變りこれも變り、總て世の中が變つた。

總見送りと云ふのが震災後の事業界の立場であつたらう、良かれ悪かれ、九州送電

創立準備は震災から翌十三年五月までは全くの白紙であつた。

その間最大の痛手は創立委員長として縦横の活躍をされた和田豊治氏が病歿されたことであつた。大御所を失つた財界の痛惜もさることながら、未だ海のものとも山のものとも解らぬ九州送電の創立準備に取つては、大黒柱を失つた以上の打撃があつた。次には財界不況の深刻化であり、搦て加へて縣外送電反對運動は終熄したと云ふものゝ宮崎縣との交渉は依然として難澁を極めるものがあつた。之等のことはこゝで一々の解説を加へるよりも委員會の記録に之を見よう。

第十八回委員會（十三年五月十七日）

一、山口常務委員より和田委員長（三月四日）逝去に付後任者選定のことを提案、種々意見の開陳があつた。

一、山口常務委員より宮崎縣知事の招電により去る五月十四日知事（齋藤）と會見の結果を報告、知事は豫て懸案の解決を急ぐものゝ如く、然し從來の如き條件にては不可なりとのことに、その腹案を求めたるところ、希望としては、

（イ）寄附金額は理論馬力一馬力に付一圓五十錢（ロ）縣内需要に對する優先權を豫め五割

と決定し置くこと（ハ）縣内需要に對する最低料金の具体的決定

などであつたので、右は當方にも各委員と熟議の上更めて協議することゝし、なほ使用目的變更に付き、今後縣民に於て從來の如く紛擾を惹起する様の事なきやに就て知事の意見を確めたるどころ、その點知事に於て全責任を以て解決する旨の言明を得たり。

一、松永委員より、今日の經濟狀態に於て進んで許可を得て會社の設立を計畫することは、果して適當なる良策なりや、この點熟慮を要すと提議あり。

種々懇談の結果、結局東邦、九水、住友各社の小委員會に於て熟議することに決す。小委員會協議の結果（五月二十日）

一、委員長後任は選定せず、常務委員に於て万事處理することに決定す。

一、會社設立促進の件に就ては松永委員より「財界不況の折柄、強いて會社の設立を計るは策の得たるものにあらずと思考するにより、縣との交渉も引續き山口委員に於て可然交渉を繼續し、財界の回復を待ち具體的の活動に入りては」との提案に一同賛成す。

第十九回委員會（十月十八日）

一、山口常務委員より九月中宮崎縣に出張し、電力需給に關し知事と折衝の結果締結したる假契約並に覺書案を附議承認を求められ、大体當社案に歩み寄りたるものなれば承認することに決定す。

よつて山口委員はその足で宮崎縣に至り、齋藤知事と更に折衝を重ねた結果十月三十日に至り契約書並に覺書に正式調印し、こゝに大正七年以來七年間、縣外送電反對の民衆運動展開されてより四年間、堀内、廣瀬、杉山、大芝、齋藤と五代の知事を經て紛糾を重ねた問題も全く解決することになつたのである。

契約書

宮崎縣知事（以下單に知事と稱す）と九州送電株式會社（以下單に會社と稱す）と電力需給に關し宮崎縣知事と同社發起人との間に協商を遂げ左の通り契約す。

第一條、會社は許可理論馬力に付金一圓の割合を以て發電後毎年宮崎縣に對し寄附金を納付するものとす。但し縣内に供給する電力に就ては當分の内本文を適用せず。前項但書の電力量は需給者間の契約電力量に依るものとす。

第一項の寄附金納入方法期日及縣内に於ける供給電力量に相當する理論馬力の計算方法は知事の指定する所に依る。

第二條、知事は何等の名義を問はず會社の電力及その設備に對し縣税を賦課せざるものとす。

但し電柱並縣内供給電力の部分に對し賦課する場合は此の限りに非ず。

第三條、知事に於て他日發電用水利用者よりその直接使用料を徴收する場合は前二條の規定は之を適用せず。

第四條、會社は宮崎縣内に於ける電力の需要に關しては本契約締結の日より三ヶ年以内に申込みたる者に對し他の供給區域に於ける需要に優先して之を供給し、その余力を他の供給區域に於ける需要者に供給するものとす。

但し縣内の需要が發電所出力の五割に達せる時は他の供給區域に於て需要者に供給したる後と雖、もその割合に達するまで他の供給區域に於ける供給を中止して縣内の需要に應ずることを要す。此の場合に於ては少くとも六ヶ月前に需要者より會社に對し之を豫告するものとす。

第五條、宮崎縣内に供給する電力の料金は相當安價に定むるものとす。但し知事に於て必要と認めたる時又は電力料金に關し需要者との協定調はざる時は知事の定むる所に依るものとす。

第六條、本契約書の文意に疑義を生じたる場合は知事の決する所に依る。

第七條、本契約は電氣事業經營許可の日より十ヶ年間その効力を有す。

前項の期間満了後の契約更新に關する協商に對しては双方誠意を以て之に當るものとす。

本契約の成立を證する爲本書二通を作製し當事者双方署名捺印し各一通を保管するものとす。

大正十三年十月三十一日

覺書

大正十三年十月三十一日宮崎縣知事と九州送電發起人と電力需給に關し締結したる契約書に附帶し本覺書を交換す。

一、契約書第一條の許可理論馬力とは會社が特に契約により電力の供給を受くる水

力發電所並に會社が自分權利を有する發電所の許可理論馬力を謂ふ。

二、契約第一條第三項の宮崎縣内に於ける供給電力量に相當する理論馬力は發電所その他供給設備の器具機械の能率を基礎として換算するものとす。

三、縣に於て他日縣内供給の部分に關し他の電氣事業者より一般に寄附金を徴する場合は會社は異議なくこれに應ずるものとす。

四、契約書第四條の優先的供給に關し需給者間に協議調はざる時は知事の決する所に依る。電氣事業者にあらずして單に電力轉賣を目的とするが如き申込者に對しては優先的供給を認めざるものとす。

五、契約書第四條に於ける『發電所出力の五割』とは『發電所に於ける日々の出力に應じその五割』の意義なりとす。

六、契約書第五條の電力料金は縣内に於ける他の電氣事業者の實施する料金中の最低額を標準とし。電力使用の性質その量並に受渡場所等の關係により當事者協定の之上を定めるものとす。協議調はざるときは前次の關係を考慮し會社發電所の經營に支障なき程度に於て知事之を定むるものとす。

以上

大正十三年十月三十一日

宮崎縣との契約内容に關しては別にこゝに補足する必要はないが、會社創立の準備その他に關して、契約完了の直後福岡市渡邊通り政友會支部に納つた山口委員は左の如く語つて居る。

宮崎縣との交渉は全然完成したので本年中に創立總會を開く豫定であつたが、種々の都合で年内に行ふことは不可能となり、己むなく明年一月早々行ふ豫定に變更し、遅くとも明年四月までには會社設立の運びに至る筈である。故和田豊治氏の後任問題その他詳細の事は何等具体的になつて居ないが、一月の創立總會にて萬事決することと思ふ。資本金は當初二千萬圓であつたが、財界の事情に鑑み多少減資の必要に迫られて居る。然し一千萬圓以下では到底會社の創業は困難であるから、一千萬圓を限度として決るであらう。愈々送電開始までにはなほ三ヶ年以上の工事期間を要する。九州送電創立を機會に九州の電力會社合同問題が擡頭するにあらずやとの意見も在るやうだが、これは元來合同すべき運命に置かれて居るので、機會ある度に合

同機運を促進し度いと思ふ。

遞信省より十一月十三日附を以つて電氣事業許可命令に接したので、財界不況の實情も無視し難いがさりとて命令書の期間内に設立の必要があるので、

第二十回委員會（大正十四年二月六日）

- 一、許可命令の期間内に會社設立の事
- 二、資本金一千萬圓に減資し、起業目論見書及工事設計書變更の件
- 三、専任責任者を決定の件
- 四、發起人として木村平右衛門、堀内秀太郎、梅谷清一の三氏及三菱より一名追加の件

以上の諸件を決定し、續いて四月三十日第二十一回委員會を開催、創立事務の一切を終了し、五月九日工業俱樂部に創立總會を開催した。當日の出席株主は委任狀共二十七名此株數十九萬五千八百株、而して左の諸件を創立總會にて決定した。

- 一、遞信大臣許可命令書記載の各條項並宮崎縣知事の示達事項を遵守し營業すること

二、大正十年四月十六日發起人が作製し大正十四年五月一日一部を變更せる定款承認の件、並に定款變更の件

三、發起人が締結したる契約事項承認の件

四、取締役、監査役選任の件

取締役に藤山常一、田中徳次郎、山口恒太郎、大屋敦、木村平右衛門、梅谷清一、肥後八次、奥村政雄、笠原鷺太郎、堀内秀太郎、大和田市郎の十一氏

監査役に小倉正恒、松永安左工門、棚橋琢之助、上野山重太夫、縣左吉の五氏

なほ取締役會互選の結果専務に堀内秀太郎氏が就任し、伊丹彌太郎、麻生太吉、堀三太郎、伊藤傳右衛門、大橋新太郎の五氏が相談役に推薦せられた。斯くて九州送電會社は成立したのである。

電氣事業經營許可ニ付示達

曩ニ申請相成候電氣事業法第一條第一號ノ電氣事業經營ノ件別紙ノ通許可命令書下附相成候處命令書第二條ノ會社成立期間ニ關シテハ將來特別ノ事情ナキ限り絕對ニ之カ延伸ヲ認メラレサル儀ニ付指定期間内ニハ必ズ會社成立セシメラレ度且又縣外

送電ニ對シテハ縣内ニ於ケル電力需要關係モ有之其ノ趣旨ヲ以テ特ニ第三條ヲ設ケラレタル次第ニ付キ全條ニ付テハ確實ニ遵守相成度其ノ筋ノ通牒ニ基キ此段及示達候依テ直ニ請書差出相成度候也

大正十三年十一月十七日

宮崎縣知事 齋藤 宗宣

命 令 書

大正十年四月十六日 同年五月廿五日 同年十一月十二日及同十三年十一月一日附申請電氣事業法第一條第一號ノ電氣事業經營ノ件許可ス
但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正十三年十一月十三日

遞信大臣 犬 養 毅

命 令 書

九州送電株式會社發起人

山 口 恒 太 郎

外拾九名

大正十三年十一月十三日電管第五一〇〇號許可狀ニ據リ本命令書ヲ交付ス

第一條 許可ノ有効期間ハ許可ノ日ヨリ四拾五年トス

第二條 發起人ハ許可ノ日ヨリ六ヶ月内ニ株式會社ヲ成立セシムヘシ

第三條 會社ハ宮崎縣内ニ於ケル電力ノ需要ニ關シテハ他ノ供給區域ニ於ケル需要ニ優先シテ之ヲ供給シ其ノ餘力ヲ他ノ供給區域ニ於ケル需要者ニ供給スヘシ

第四條 電氣事業法施行規則第十二條ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ許可ノ日ヨリ壹年六ヶ月内ニ之ヲ爲スベシ

第五條 逓信大臣ハ發起人又ハ會社ノ申請ニ依リ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第一條第二條及第四條ニ定メタル期間ヲ伸長スルコトアルヘシ 但シ第一條ノ期間伸長ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ株主總會ノ決議ヲ經テ原期間滿了ノ日ヨリ六ヶ月前ニ

申請スヘシ

第六條 會社ハ許可ノ日ヨリ五年内ニ事業ヲ開始スヘシ

第七條 會社ハ一邸宅又ハ一構内毎ニ五拾馬力未滿ノ電氣ヲ供給スルコトヲ得ス但シ

電氣事業法第一條第一號及第二號ノ電氣事業者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第八條 會社カ電氣事業以外ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 第一條第二條第四條及第六條ノ期間伸長ノ許可又ハ認可及第八條ノ兼營ノ認可ヲ申請スル場合ハ同時ニ所轄地方長官及逓信局長ニ申請書ノ副本ヲ提出スヘシ

第十條 送電幹線ノ電壓ハ拾萬「ヴォルト」以上トナスヘシ

第十一條 送電線路ハ一線路ノ送電容量五萬「キロワット」以上トナスヘシ

第十二條 送電線路ハ二回線又ハ二線路以上トシ總テ鐵塔ヲ使用スヘシ

第十三條 幹線路以外ノ送電線路ニシテ常時供給用（隨時送電ヲ停止又ハ制限スルコトヲ得サル供給ニ充ツルモノヲ謂フ）最大出力壹萬「キロワット」以上ノ送電ニ使用スヘキ架空電線路ハ二個以上ノ回路ヲ鐵塔ハ之ト同等以上ノ耐久力ヲ有スル電柱

ニ架設スル場合ノ外全ク獨立セル二個以上ノ電線路トナシ且ツ其ノ電線路相互ノ間隔ハ支持電柱地表上ノ高サノ一倍以上ヲ保持セシムヘシ

第十四條 前四ヶ條ノ規定ハ特殊ノ事由アル場合ニ於テハ遞信大臣ノ認可ヲ得テ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十五條 會社ハ水力發電ヲ爲ス他ノ事業者ヨリ適當ナル設備及條件ヲ具備シタル電力輸送ノ申込ヲ受ケタルトキハ自己ノ送電ニ支障ヲ生セサル限リ相當ノ料金ヲ以テ之ヲ輸送スヘシ

第十六條 會社ハ送電線路及變電所ニ於ケル一局部ノ支障ノタメ全送電系統ニ支障ヲ生セシメサル様適當ノ施設ヲ爲スヘシ

第十七條 常時供給用最大出力三千「キロワット」以上ノ變電所ニ於テハ常時供給用變壓器ニ對シ其ノ最大出力ノ拾分ノ貳以上ニ相當シ且常用變壓器中最大容量ヲ有スルモルト同等以上ノ豫備變壓器ヲ設置スヘシ、但シ單相變壓器ニ在リテハ常時供給用總容量ノ六分ノ一以上ニ相當シ且常用變壓器中最大容量ヲ有スルモノト同等以上ノ變壓器ヲ以テ豫備トナスコトヲ得、電氣方式其他様式ノ相違ニ因リ共通ニ使用シ難

キ異種類ノ變壓器ヲ設置スル場合ハ各種別毎ニ前項ニ依ル豫備變壓器ヲ設置スヘシ

第十八條 重要都市ニ供給ヲ目的トスル變壓所ニ於ケル最大電壓拾萬「ヴォルト」以上ナルトキハ同變電所ニ於テハ壹「バンク」以上ノ豫備器械ヲ設置スヘシ

第十九條 前二條ノ豫備ハ特ニ遞信大臣ノ認可ヲ得タル場合ニ限り之ト同等以上ノ目的ヲ達シ得ヘキ他ノ發電所又ハ變電所ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十條 發電所又ハ變電所ニ於テ第拾七條ノ規定ニ準スル豫備器械ヲ有セサル電源ヨリ常時供給用最大出力三千「キロワット」以上ノ供給ヲ受クル場合ニ於テハ第十七條ニ準スル豫備設備ヲ爲スヘシ

第二十一條 遞信大臣ハ重要都市ニ於ケル電線路ヲ地中線式ニ變更スルコトヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 變電所、蓄電所及開閉所ニハ相當ノ技術者ヲ置き送電中ハ常ニ監視セシムヘシ

第二十三條 國ニ於テ電氣事業ノ全部又ハ一部ヲ買收セシムトスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買収セムトスル事業ノ範圍ニ付争アルトキハ逓信大臣之ヲ定ム

第二十四條 前條ニ依ル買収價格ハ當事者協議ノ上之ヲ定ム

前項ノ協議調ハサル場合ニ於テハ逓信大臣ハ其ノ選定シタル三名ノ評價委員並會社ノ選定シタル三名ノ評價委員ノ意見ヲ徴シ買収價格ヲ定ム

第二十五條 發起人又ハ會社ニ於テ本命令書ノ條項又ハ本命令書ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキ又ハ起業不確實ト認ムヘキ事實アリタルトキハ逓信大臣ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトアルヘシ

第二十六條 本命令書及本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ發起人又ハ會社ニ於テ履行スヘキ義務ノ爲メニ生スル費用ハ總テ發起人又ハ會社ノ負擔トス

本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ發起人又ハ會社ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十七條 逓信大臣ハ必要ト認ムルトキハコノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルヘシ

右命令ス

大正十三年十一月十三日

逓信大臣 犬 養 毅 閣

第十一章 電化離脱して九水、電化の持株を買収す

波瀾万丈實に迂余曲折して九州送電は大正十四年五月九日成立し、第一期工事として東邦より繼承せる五ヶ瀬川に屬する許可地點を調査の結果、第一に高千穂發電所

キロワットの建設を決定し、昭和二年一月卅一日工事に着手した。

然しこの間に會社は重大な變化を見たのである。それは九州送電から電氣化學工業が離脱したことである。

そも／＼九州送電は九水、東邦、電化、住友の四社平等出資にて創立されたのであるが、電化の離脱によつて、平等出資の原則が崩れ、九水が電化の持株の讓渡を受けて、

九送株の絶對過半数を占め、持株關係に根本的變化を來たすことになつた。

話は元に遡る。電氣化學工業は宮崎縣内に於て事業を經營する條件の下に大正七年十月、大淀川筋に於ける水利權を獲得、觀音瀨に發電所を設け、土々呂に用地を買収して電化工場を興す計畫であつたが、歐洲大戰後の反動景氣に祟られ、土々呂工場計畫を放棄して、大淀川の水力は大牟田に送電すべく計畫變更の申請を宮崎縣當局に提出し、これが縣外送電反對運動の口火となつたのである。

その後電化は九送に参加するに決定し、九送と電力需給契約を結び、即ち觀音瀨に於て直接九送に全部を渡し、九送を通じて大牟田にて受電することに計畫を變更したが、縣の方針が縣内企業を原則とする當時の建前であつたので、九送では土々呂用地二十萬坪を電化より繼承し、電化は別働隊として大淀川水力電氣會社を創立、同社によつて觀音瀨の工事を急いだのであつた。

觀音瀨の工事は着々進行したが、電化としては自ら送電することは出來ず、さりとて託送の主体たる九送の成立は縣外送電反對運動その他の事情により遅々として捗らず、苦しい立場に置かれたのであつた。よつて一時は九送との間に大淀川水電買収の議が

持ち上り、九水今井技師が調査に當り觀音瀨發電所の實地調査までして、九送創立委員會もこれが取扱ひを和田委員長に一任した程であつたが、電化側より九送との需給契約を解約して、大淀川水電により直接大牟田に送電するとの申出があり、大正十二年六月二十二日九送第十六回委員會に於て電化の單獨行動が容認せられたのである。

よつて電化側では九送と併行して宮崎縣に對し鋭意交渉の結果、九送よりも一足お先に『宮崎縣に對する寄附金額は理論馬力一馬力に付き金一圓五十錢とし、縣内の需に對しては優先且つ最低料金を以つて供給すること』の附帶條件にて許可となつた。電化と九送とは、このやうな経緯の下に『電化大牟田變電所内にて余剰電力を供給す』との電力需給契約の一項が残されては居るが、實際問題としては何等關係が無くなつた譯なのである。

従つて電化側では九送成立以前に、九送離脱の肚があつて、内々和田委員長との間には相談が進められて居たのであるが、和田委員長としては、宮崎縣下に於ける縣外送電反對運動に對する態度としても、電化に離脱されることは、九送の内部結束亂るゝの印象を外部に與へ惡影響が多いので、この點を考慮し、併せて野田遮相の電力統制方

針に飽くまで順應すると云ふ建前上、九送成立前に於ける電化の離脱はこれを認めることが出来なかつたのである。蓋し藤原銀次郎、大橋新太郎氏等電化主腦者としても和田豊治氏との交友關係上、見す々々和田氏を苦境に陥られるが如きことは敢てし兼ねたのであらう。

九水社長木村平右衛門氏はこの間の事情を左の如く述べて居られる。

電化は熊電の送電線に託送して大淀川の電力を大牟田に送ることになつたので、實際は九送とは無關係となつた。然し電化が離脱することになれば延いて九送の成立も困難となるので、和田さんは妥協案をかねて懇意の大橋さんとの間に結ばれた。即ち、九送が成立するまでは電化としては飽くまで四社平等出資の建前で援助され度い、但し成立後は何時でも電化の出資分は全部九水にて引受けるから、御自由に進退されて良い……と云ふのである。これは、大橋さんとの間に一札となつて差出されて居たのである。その後和田さんは逝去されるし、震災やら何やらで、このことは忘れて誰れも思ひ出しもしなかつた。九送成立後フト私はそのことを知つたので、大橋さんにも會ひ、電化社長の藤山常一氏と折衝して、和田さんとの約束に従つて

電化の出資分を九水に譲り受け度いと申出たのであつた。藤山さんは大橋さんと相談された結果、あれは別に確かに譲るといふ一札ではなく、自由に進退され度い、といふ一札であるから、現在譲る意志はないが一体どうしたのであるか、と藤山さんの方では應ずる景色もなかつたが、私は更らに押して『あれは名人同志が打つた一石で、吾々凡人には意味は解らないが兎に角故人がされた約束だから』と云つたら、『名人同志が下した一石』とは面白い、成程、それなら譲る、といふので淡白り、電化の持株は九水に書替へられたのである。後ちに大橋さんに伺つたのであるが、和田さんとの約束は前述のような當時の苦しい立場もあつたが、別に大橋さんとしては、九送の委員会に出席して居ると各社平等の出資であるから、却々話が面倒である、これでは和田さんも困られるだらうと思つて、和田さんの自由になるやうにあの一札が作られたのだ、とのことであつた。これを聽て矢張り『名人の下した一石』だつたなと感心した譯です。

とある。恐らくそんなことであつたのであらう。たゞ然しこれは極めて隱微の間に事が運ばれ、昭和二年三月十一日より四月十九日までの間に電化名儀分四萬一千四百株、

縣左吉氏名儀分二百株、藤山常一氏名儀分二百株合計四萬一千八百株の名儀書替へを了し、九水が九送の絶對過半数を占める結果となった。

堀内秀太郎氏が最初に専務に就任したのは、宮崎縣の事情に通曉し、且つ何れの會社にも屬せない人物である點が買はれたのであつたが、九水が九送の主權を收めることになつた結果、昭和三年三月堀内氏が病氣のため専務取締役辭任を申出られた際、堀内氏に代つて九水を代表して木村平右衛門氏が常務に就任、昭和九年七月木村氏常務辭任後は、取締役支配人内本浩亮氏が常務として就任、續いて昭和十五年内本氏専務となり、同年六月同氏が社長に互選された。

第十二章 九送を中心として電力統制始まる

日本の電氣事業が亂戦から統制への方向に轉換したのは、大体昭和二年からだと思つて良いであらう。

若槻内閣の安達遞相は昭和二年三月電氣事業法の統制的改正と行政刷新とを企圖して逓信省電氣局内に臨時電氣事業調査部を設け、政府の方針として統制への方向を先づ明確にした。續いて田中内閣の久原遞相は臨時電氣事業調査會を設け、同委員會の答申に基き第二次若槻内閣は昭和六年の第五十九議會に新電氣事業法を提出、同法は齋藤内閣の昭和七年十二月から實施された。

政府の斯かる積極的統制方針に民間が呼應したことは勿論である。五大電力間に電力聯盟が成立したのは實に昭和七年四月であつた。

昭和六年の滿洲事變は、その年まで不振に喘いだ事業界に活を興へると共に、それは又統制方向への一層の拍車となつた。生産擴充に要する安全なる電力の供給は電力の統制に俟つ以外にないからである。

昭和二年より四年は九州送電第一期工事の期間であり、四年から七年に第二期工事を完成した。

つまり云へば日本の電力事業が統制方針に大轉換を試みた時期に九州送電は誕生し、營業を開始したのである。

それまでの九州の電力界は企業集中の過程を一應經過し、福岡縣を中心にして九州水力、九州電氣軌道、東邦電力の三社が最も尖鋭なる對立を示した。

各社の工事施設は大体に於て、第一次歐洲大戰前後の大正七、八年當時の電力不足時代を基礎として、將來の需要に應ずべく樹てられた施設である。従つて景氣が反動期に入り下降すれば、自然過大施設となつて自社の肩の荷を重くする以外にない。而かも工事は命令期間内に運ばなければ取消しとなるのであるから、各社としてはその捌口に焦らざるを得ない結果となる。九水、九軌が筑豊鑛業地帯、北九州工場地帯を

中心舞台として、正に血みどろの鬭争を交へたのは決して無理からぬ次第であつた。

九水、東邦間と雖も一觸即發の危機に置かれて居たことは説明するまでもあるまい。而かも東邦と九水との間が、九軌、九水の如く遂ひに爆發點に達しなかつたのは、九州送電を通じて、兩社の主腦部が互ひに自己を主張しつゝも、なほ且つ話合ふ機會を持ち得た點に一の鍵があると思はれる。

それが九州電力界の統制實現への實に發端ともなり、礎石ともなつたことを思へば、九州送電の創立は眞に意義深かつたと云はなければならぬ。

九送の最初の企業目論見では、

鹿兒島縣を除く九州各縣に對し五十馬力以上の一般電力供給並電氣事業者に電力供給をなすため五〇及六〇サイクルの兩系統の送電線路を設け、大淀川水力電氣株式會社その他より電力を受け、地元宮崎縣を始めとして、大牟田、佐賀、八幡等の各地に輸送し需要に應ず。

と云ふのであつたが、九送に集まる キロの電力を、如何に焦つたところで一時に消化することは、當時の實情としては無論許さる可きではない。よつて東邦、九水側

よりの熱心な主張により、

他社の電力を買電して供給するのみならず自らも発電所を建設して発電事業をも営むが、工事を數期に分ち、需要に応じて逐次事業の遂行を圖る。に根本方針を変更したのである。

工事を數期に分ち、需要に応じて逐次事業の遂行を圖ることになつた結果、公稱資本金も一千万圓に減資された。これ等のことは財界の實情に則した當然の措置と云へばそれまでの話ではあるが、無暴競争に對する兩社主腦部の反省と九送を中心とする統制への熱意を窺ふに足るものと云へよう。

発電所の建設工事を五ヶ瀬川筋高千穂発電所（

）のみを第一期工事

として着手したのは、全く需要に応じて開發する實例を示したものにほかならない。

九州の電力統制最初の課題はサイクルの統一と「各社送電線の連絡緊密化を圖る」とにあつた。

幸ひ、九州は福岡縣を通じ、ほぼ南北に縦貫する一線を以つて、東は五〇サイクル西は六〇サイクルに區分されて居り、その間に多少の混亂がないではなかつたが、サイ

クルの統一と云う點では、先づ大して面倒な問題を起さずに済んだ。九送が五〇及六〇兩系統のサイクルを採用したことは、當然なことながら、この統制に聽從したものであつた。

各社送電線の連絡緊密化は然し各社それ々の立場と、燃焼し切れざる各社相互の對立意識があつて爾く容易なことではなかつた。

これに先鞭をつけたのは、實に東邦と九水とであり、東邦と九水とを結び付けたものは九送であつた。

九送の送電系統は最初の計畫では、五ヶ瀬川筋各発電所は凡て周波數六〇サイクルとし、

起點として

ヴォルトの

送電幹線により、

開閉所に結び、

更に佐賀より早岐に至る補助幹線により夫々需要地に渡し、又耳川筋各発電所は周波數五〇サイクルとし、

ヴォルト連絡送電線により

變電所（現

變電所）に集中し、

を起點として

ヴォルトの福岡幹線により北部九州

の需要に應ずる計畫であつた。

ところで當初より佐賀幹線と福岡幹線とを同時に施設することに對しては『全く二重設備』となるから統制合理化の上からも變更すべきであると強硬に主張され、東邦、九水の兩社間で熱心に研究協議の結果、九送に持ち込まれ、九送でも慎重熟議の末最初の豫定を變更して、

これによつて九送は佐賀幹線の負擔を免れ、其の代りに女子畑、久留米間に連絡線を施設し、東邦、九水は久留米及名島に於て送電連絡を完成し、兩者提携の實を示すと同時に、湧水時その他に於ても不安なき供給を期し得られることになつたのである。

九送なかりせば、東邦、九水兩社の技術的提携がそんなに早く出来たか否かは、大いに疑問とするところであらう。

前述の如く統制は昭和年代初期よりの一般的傾向であつたことに間違ひはないが、少くとも九州に於ては、九送を通じての東邦、九水の努力が統制機運を早め、高めたことは見逃し難き事實であらう。

第十三章 九州電力と連絡提携す

九州の電力統制、送電連絡は九州電力の出現によつて略ぼ完成されることゝなつた。九州送電から離脱した電氣化學の別働隊たる大淀川水電は、観音瀬 キロに加へて、命令による工事期間の關係上、大淀川系高岡 キロ發電所の建設を強いられることゝなつた。

元々大淀川水電は自社の送電線としては大淀川、八代間を持つのみで、目的需要地たる大牟田には熊本電気（後の九州電気）の八代、大牟田送電線に託送して居たのであつた。

高岡発電所の建設を機会に電化と熊電とは協議の結果、昭和五年十二月資本金一千万圓の九州電力を創設し、全社に於て大淀川、八代間の

收、これを

ヴォルト特別高圧送電線に改修、新に八代より大牟田を経て佐賀縣武雄に至る間に

ヴォルト送電線を新設、（大牟田、武雄間は完成後東邦に譲渡）この新送電線に前記大淀川系各発電所の発生電力、球磨川電気、熊本電気の各余剰電力を注ぎ、大牟田及び北九州の需要に應ずることゝなつた。

九州電力の出現によつて、六〇サイクル系は同社の

ヴォルト送電線により、

五〇サイクル系は九州送電の高千穂発電所（五ヶ瀬川系）より女子畑を経て需要の中心たる八幡市に至る

ヴォルト送電線により、これを送電幹線として、五〇、六

〇兩サイクル間の送電連絡は勿論、南九州北九州の送電連絡がこゝに全く完成したのである。

九州送電と九州電力とは、前者が第一號事業者として鹿兒島縣を除く九州一圓に對して五十馬力以上の供給區域を持つに對し、後者は第三號事業者として、特定供給に限られ、又前者は自ら発電所をも有するが、後者は自ら発電せず、全部他より受電してこれを特定の需要者に供給するに過ぎず、両者は各々その性能を異にして居るのではあるが、九州を兩斷するサイクル別連絡統制の中軸としての役割を果す點に於ては目的は同じである。

たゞ九州電力の出現は昭和六年を最低とする電力需要極度の不振時代であり、南九州の過剰電力を北九州にて消化せんとする企圖に基いて創立されたもので、九水、東邦の北九州兩社も亦設備の過剰に悩んで居る時期であつたので、南九州の過剰を北九州で消化することは、實際は容易ではなかつた。にも拘はらず東邦、九水が従つて九送が結果に於て犠牲を甘じて引受けたのは、全く統制第一主義の建前に、則應した處置であつた。

それは兎も角九州電力の出現によつて、九水の九電よりの受電は東邦を介し、また東邦の九送よりの受電は九水を介して全部振替送電されることゝなつた。

第十四章 九州共同火力と提携

九州送電は元來水力のみの發送電會社である。電力の能率的需給を期する上には、火力と結び着く可き必然性を持つて居た。

滿洲事變が勃發したのは昭和六年九月十八日であつたが、それまでドン底に喘いで居た事業界は滿洲事變を契機として俄然生産擴充時代に轉換し、電力の需要も亦劇期的飛躍を告げることになつた。

この需要の急激な増加に應ずるためには、自然水力の設備擴充よりも火力設備の擴充が差當りの解決方法として採り上げられたのは當然の話である。

東洋高壓窒素工場の新設に關聯して三井鑛山の大牟田に於ける キロワット火力設備、九州電氣軌道の キロワット火力計畫は、この意味に於て最も注目せられる

問題であつた。

大牟田の キロワット火力は、最初三井鑛山と熊本電氣（後の九州電氣）の共同出資にて、熊電及び三井系の共同火力として計畫されたものであつた。

九州を兩斷する五〇、六〇兩サイクルの聯絡統制が九送及び九電の各 ヲオルト兩幹線を中心として既に完成した後、九州の電力統制の上に當然問題となるのは共同火力の問題である。

季節と雨量の關係から、電力の需要の多い冬季には兎角出力が減り、需要の少ない夏期に却つて増す傾向のある水力は、火力の補給を俟つて常時化され、火力も亦水力の補給があつて始めて能率的な運轉を期待し得る。だから同じ地域に供給區域を持つ各社の火力發電所を共同として、所謂水火併用の効果を計ることが統制完成の上に絶對的必要となつて來る。

熊本遞信局では曩の九州電力創立を契機として統制の徹底を期する上から各社技師長の會議を開いて、需要と睨み合せる各社施設の改善に關して純技師的立場から検討しつゝあつた。

逓信局主宰の各社技師長會議に於て共同火力案が論議されたことは勿論であり、逓信局としては『共同火力は純技術的に電力統制上の立場より考慮されるべきもので、このためには各社の機會均等が必須の要件であり、次に時季と設置場所が各社の隔意なき諒解の下に決定される可きである』との見解の下に、設置個所に就ても研究が進められて居たのである。

然し九州の電力界は昭和七年より漸く需要増加に轉化したものゝ、なほ七年末の状態では九水プロック(九水、九送、九軌)内のみを見ても、
キロワットが過剰と豫想される需給状態であつたので、共同火力は必要ではあるが、焦眉の問題として設置しなければならぬ状態にはなつて居ない……と云ふのが當時の結論であつた。

従つて三井鑛山、熊本電氣の共同火力計畫は、共同火力本來の性質に離れるものであり、兩社の單獨行動は各社との聯絡協調を無視するものである、との批難を逓信局よりも又各社よりも放たれ、會社創立は重大な齟齬を來たした。

三井鑛山としては現實の問題として電源に不足する當面の解決を急ぐ必要があつたので、この問題は上田萬平氏(熊電)、尾形次郎氏(三井鑛山)、麻生太吉氏(九水)、松

永安左エ門氏(東邦)各社の主腦部會議に附された結果、三井、熊電に加へて東邦、九水及び九送、九電も参加し六社で創立することになり、資本金三千萬圓の九州共同火力株式會社は漸く昭和十年一月創立された。

九州共同火力は元々前述の如く三井鑛山の自家用發電所出願を動機として生れたゞけに、その出資比率は、

| | |
|--------|-----|
| 三井鑛山 | 三六% |
| 熊本電氣 | 二四% |
| 九州電力 | 一〇% |
| 東邦電力 | 一〇% |
| 九州水力電氣 | 一〇% |
| 九州送電 | 一〇% |

となつて居り、出資比率に於て又電力需要に於て、三井の優位覆ひ難く、共同火力會社の形態としては完全ではなかつたが、然かも六〇サイクル系の共同火力として資本的にも技術的にも九州送電と結び着いたことは、電力統制上特に意義深いものであつ

たが、このことは更に六〇サイクル系の共同火力設置機運を醸成促進した點に更らに意義が認められた。

第十五章 西部共同火力と提携と、に統制完成す

四〇サイクル系共同火力と九州送電との関係を説くに當つて、一應九州水力電氣と九州電氣軌道兩社の關係を概観する必要がある。

九水と九軌とは筑豊及北九州に於て激しい電力競争を繰返して來たが、昭和五年兩社の妥協成立し、九水は九軌松本泰藏氏持株新舊合計卅五萬株を取得して、完全に九軌をその支配下に收めることになつた。これは同時に全五〇サイクル系を九水プロックにて堅める結果を招來した。

さて九水プロック内の供給余力は昭和七年以降の需要増加により九年九月末現在に

於ては漸次消化し盡され、茲兩三年にして九水、九送、九軌三社綜合の電源に不足を生ずべき状況となつたので、關係三社擔當者は會合して種々協議を重ねた末、電源補充對策を樹立し、計畫書を作成し、これに基礎を置いて、實際需要の緩急と、周圍の状況に應じて、適當に工事を進めることを協定した。

九州送電も、これに基き重役會に諮つて承認を得、塚原 キロワット大發電所の建設を決定し、このため昭和九年三月十九日臨時株主總會を招集して、資本金を五百萬圓増加の一千五百萬圓とする増資の件を附議、昭和十二年四月更に倍額増資して三千萬圓とし、昭和十年八月塚原の工事に着手した。

九水は野畑、三芳、五馬の各水力發電所を新設して合計 キロを増加せしめ、更に九州共同火力より昭和十一年十一月以降 キロの受電増加を計り、

九軌は大門、小倉兩發電所連絡によつて キロを發電増加せしめ、小倉發電所に二萬五千キロを増設することになつた。

これが九水プロック内電力補充計畫の全貌である。この案の根本をなすものは、九送の塚原と九軌の新增設火力とを結び付け、水火併用の妙を發揮せしめる點に在つた。

従つて塚原の工事と九軌の増設工事とは、最も密接不可分の關係に置かれて居るのである。

最初九軌の増設は九水に於て建設する方針で出願されたのであるが、各社が必要に應じて各自單獨の發電所を建設することは、徒らに事業投資を膨脹せしめ、發電所の利用率を自然低下せしめることになり、經濟上の不利は勿論であるが、斯くては九州共同火力創立當時の趣旨にも反することになるので、逓信省ではこれを五〇サイクルの共同火力に変更せしむ可く極力各社に慫慂するところがあつた。

筑豊炭田を控へて、電力消費の中心地に火力發電の綜合施設をなし、低廉にして豊富な電力を供給することが國策的見地よりも喜ばれるのは當然である。

よつて九水は大乗的見地から逓信省の方針に聽従することに決し、これを五〇サイクルの共同火力計畫に変更した。

九州送電は塚原との關聯に於て、勿論これに参加する事になつた。又豫て九水プロジェクト内電源補充計畫に先んじ日本製鐵八幡製鐵所は、九水との間に電力需給交渉が進められて居たのであるが、日鐵に於ても從來工場用電力は自給自足の建前を確守して來

たものゝ工場施設の發展に伴ひ使用電力は急激に増加し、又所要電力の安定、安全を期する上からも徒らに自給自足の城砦にのみ立籠るを許さなくなり、他の電力事業者より受電を必要とし、所外との送電連絡又欠ぐ可からざる状態になつて居たので、進んで共同火力に参加することゝなり、

六〇サイクルの共同火力としての九州共同火力は、五〇サイクルの共同火力を得て始めて共同火力としての機能を發揮せしめ得る譯であるので、兩者は相互に最も緊密なる連絡を保ち、相呼應して九州の共同火力設備として存在し、發電の合理化及統制の目的を果し、將來適當なる時期に合併することが本來の使命であるとの建前から九州共同火力もこれに参加し、

九州水力電氣、九州電氣軌道、九州送電、日本製鐵、九州共同火力、以上五社が各二〇%宛の共同出資により、資本金一千五百萬圓の西部共同火力が昭和十一年五月に成立した。

かくて六〇サイクルに九州共同火力、五〇サイクルに西部共同火力の兩共同火力が併立し、この共同火力は水力の最大の設備を有する九州送電と技術的にも資本的にも

結合し、完全に合理化された發送電を行ひ得ることになり、こゝに九州の電力統制は
畫龍點睛、完成されたのであつた。

第十六章 九送最後の工事岩屋戸發電所の仕上げ

犬養内閣倒れ、齋藤、岡田内閣を経て廣田内閣が成立したのは昭和十一年三月であつた。その間五・一五事件、二・二六事件を経験して廣義國防の建前から電力國策が新しい角度から取り上げられ、民政黨を代表して入閣した時の逓相頼母木桂吉氏によつて『主要設備を現物出資せしめ、特殊會社が經營する』民有國營の日本電力設備會社案が提示され世を騒がしたが、第一次近衛内閣の永井逓相により、頼母木案を稍や修正緩和せる電力管理法案が議會を通過し、これに基いて昭和十四年四月に日本發送電株式會社が成立した。

日本發送電の成よに立り、九州送電も亦命令の定むるところに依て既設水力發電所を除きたる送變電設備の全部を日本發送電に出資、貸與することになり、昭和十五年二月一日貸與設備も譲渡することになつた。

塚原 キロワットが附屬の柳原支水路工事をも含めて、その全工程を完成し
キロワットの大發電所となつたのは、日本發送電の成立よりも遅れること八ヶ月の昭和十四年十二月のことであつた。

塚原の工事を第三期工事としてその全發生電力九萬六千キロに及び、九送は當初計畫の大部分の目的を達したのである。だがなほ耳川水系既許可地點として、その最上流の岩屋戸水路が残つて居る。

岩屋戸水路の開発は云はゞ九送の最後の仕上げ工事である。命令によつて九送の全施設は舉げて日發に譲渡しなければならぬ。譲渡するならば最後の仕上げを終つた後にしたい。九分九厘のところを渡すのは何となく心残りがあるものである。勿論一河川を一事業者に於て施工する理想にも適ふ譯であるから、責任を果す上からも、岩屋戸まで仕上げ日發に譲り度い。それが九送社員としての、最後の念願であつた。

然るに既設送變電設備の日發への出資は、その評價の結果少からざる損失を來したので、岩屋戸の新規起工に關しては相當の保証を得ざる限り、融資は不可能として、先づ金融業者より異論が出た。またこれに對して全施設を日發へ出資して九送は解散するのであるから、解散期日を延期してまで、この際着工する必要はあるまいと、大株主間にも着工の可否が問題となり、このため岩屋戸の工事は、工事期限の關係より昭和十三年四月取り敢へず工事着工の届出をし、一部の工事に着手すると共に堰堤を締切るなど準備工事に掛り、機械類も納期の關係上大部分の注文を終つたのであるが、そのまゝ正式着工に至らず、逡巡して居つた。

態度未決定のまゝ放任して置けないのは勿論である。電氣廳に於ても日發への引纏ぎの關係もあつて速急に態度を決めて貰ひ度いと十四年七月催促があつたので、八月初旬東京に臨時重役會を招集、内本社長より社員の總意を代表し、『九送當初の全豫定計畫を完遂した上にて、日發に引渡すこそ國策に順應する所以であつて、中途半端の狀態にて引繼ぐことは會社としての責任を完うするものではない』旨、力説こそ努め、國策順應の趣旨に則り重役會も遂ひに工事遂行を容認することになつた。

内本社長は重役會の決定を齎らして直ちに電氣廳に至り、當局と交渉の結果、電氣廳も九送の立場を認め、工事遂行の將來に對して或る程度の保証は勿論、資材欠乏の折柄、これが獲得にも支援を與へるとの善意の諒解を得たので、内本社長はその足で、今度は金融業者の間を奔走し、金融業者たる住友との交渉も無事に済ませ、愈々正式に工事に着手することになつた。

最初、岩屋戸の計畫は、發電所と共に六〇サイクル系統の送電幹線を新設する豫定であつたが、電力管理法案に基き送電線は日發の工事に委ね、九送は發電所工事のみの施行と云ふ事になつた。ところがその後電氣廳の命により、電壓上昇設備までは九送の手で完成することに變更となつたので、十四年下期に土木工事の全般に亘る殘餘部分の請負を追加決定し、十五年初めより愈々本格的な工事遂行に邁進することになつた。爾來工事施設の完備と共にセメントその他資材の統制強化による入手難などの時艱を克服して一意努力し、十五年三月には堰堤河底部のコンクリート壘築を開始して、最初の目標であつた十六年十月完成の見込が略確立するに至つた。

だが、好事魔多しとでも云ふのか、十五年九月十日九州を襲つた稀有の暴風雨は、

宮崎縣に於て殊に猛威を揮ひ、ために工事現場は諸々埋没し、工事設備の破壊、材料機械類の流失など損害を被り、特に発電所基礎掘整工事の被害は甚大で、これが復舊のみに全三ヶ月を要する仕末であつた。搦て加へて、時局の重壓は十六年以降更に加重し、資材は勿論勞力の獲得愈々困難となつた。

たゞこの間に處して柳原技師長、山本土木部長以下社員の撓まざる努力のみが工事の遂行を助けたと云ふ状態で、災害による遅延を取戻し、十六年十月完成の豫定が僅かに延びたのみで、十六年末完成した。

九州送電は斯くて岩屋戸の完成を待ち、豫定計畫の全工程を終り、昭和十七年一月十六日、その設備一切を擧げて日本發送電株式會社に譲渡することになり、全一月二十五日解散したのである。

以上第一部に於て九州電力界全体の動きの中に九州送電を把握し、その創業の意義と使命と及び九州電力界に果せる役割に就て説くところがあつた。九州送電の全貌を窺ふには勿論それでは足りないのである。第二部以下に於ては更に會社自体の施設を通じて、その點にふれて見たいと思ふ。

たゞこゝに順序を替へて結論だけを附記するならば、九州送電は創立以來十六ヶ年有餘の過去をその大部分、否全部を建設工事に費したと云へよう。その建設工事は、決して會社自体の利益のための工事ではなく、九州電力界全体の利用厚生のための、或ひは又全体の統制完遂の必要に發する工事であつた。そのために時として過重な負擔も、自己犠牲も忍ばなければならなかつた。

又一面技術に於ては率先して新銳の施設を採用して技術の完璧を期するところあつた。ヴォルト特別高壓送電線に鋼心アルミニウム線を逸早く使用し、進相

設備として本邦最初のヴォルトの静電蓄電器を採用した如き、塚原の工事設備が近代科學の粹を極め、その容量に於て九州第一の工事であつたのは勿論、本邦最高の堰堤工事として、工事方法の指標を定めた如きは、その技術第一主義の眞面目を發揮したものと云へよう。そしてそれが矢張り、九州電力界全体は勿論日本の技術向上の上に貢献した點は見逃し難いものがある。

塚原が完成し岩屋戸が落成し、九送の發生總出力は

キロワットに及び、

ヴォルト福岡送電幹線は宮崎縣より長驅大分縣女子畑を経て更に福岡縣に

延長し、北九州需要の心臓部たる八幡市上津役に延び、一方六〇サイクル系に對しては、九州電力及び九州共同火力と結び、他方五〇サイクルに於ては西部共同火力と連繫し、塚原発電所の落成せる昭和十五年以降始めてこれより最大の効用を果さんとするその瞬間、政府の命により、その施設の全部を舉げて日本發送電に引繼いだるのである。

謂はゞ日本發送電のために、營々の建設工事を重ねたとも云へるであらう。だから當務者は固より關係者に於ても九州送電の解消は一種の感慨を覆ひ難いであらう。

然しながら翻つて考へれば、九州送電は野田大塊、和田豊治、麻生太吉翁等幾多斯界の先達が慧眼にも將來の斯業大合同、大統合を目指して目論んだ會社なのである。星變り月移り、その時代々々によつて統合と云ひ、合同と云ふも、その表現の言葉は必ずしも同一ではなかつたが、結着するところは如何にして國家目的に副ひ、豊富にして低廉なる電力を而かも安全に供給するかに在る。

實際には九州送電は卸賣業者として、九州電力界統制發動の完璧なる運営を期し得られず、日本發送電にその實を譲つたのではあるが、野田、和田、麻生翁以來、内本

社長に至る連綿として心血を注いだ粒々の苦心は、九州送電が日本發送電の中に發展的解消を遂げることによつて、却つて活ると斷じなければならぬであらう。内本社長が云うところの『日本發送電の目的に先驅』する所以も亦實にその點に在る。

第二部 九州送電の事業並に營業

第一章 建設工事概況

第一期工事

九州送電は大正十四年五月九日創立總會を終るや六月一日五ヶ瀬川筋に於て東邦電力に許可せられた水利権を繼承して、同九月各水路全般に亘つて測量の上、事業計畫を樹てる事になつた。而して調査の結果最も有利な樺崎水路高千穂發電所出力

キロワットを選び、昭和二年一月卅日工事に着手し、昭和四年三月完成し、又豫て住友の手により大正十五年八月着手し工事中であつた耳川系第四水路田代發電所出力

キロワットの工事委託を受けて昭和四年十二月十四日落成、高千穂、田代兩發電所の出力は、高千穂變電所に集め、高千穂變電所より、九州の中央背體部を縦走して大分縣日田郡中川村女子畑に於て九州水力電氣に供給することとして、田代發電所と高千穂變電所間の内、高千穂寄りの二三軒一三と高千穂、女子畑間七一軒・五は福岡幹線の一部として九州最初の

ヴォルト大送電線とし、五月一日遞信省の検査を了へて九水に對して電力の供給を開始した。又東邦電力に供給するため、女子畑、久留米間に

ヴォルト送電線を架設し、九水の振替送電に於て東邦に供給した。

第二期工事

第一期工事中既に耳川筋に於ては第三水路山須原出力
キロワットの測量調査を開始し、昭和四年十二月十日工事に着手し、同時に五ヶ瀬川筋に於ては三ヶ所
キロワット、回淵、キロワット兩發電所の調査を進め、一ヶ年後れて昭和五年十一月工事に着手した。此の三發電所完成の曉は、第一期工事に属する分と合して合計出力
キロ餘となり、送電容量が増加するので、従来第一期工
事分の
キロワットを送るために、
ヴォルトの送電線を
ヴォルトに
落して使用して居たが、之を元々の設計通り
ヴォルト昇壓して送電する必要が起り高千穂變
電所に昇壓用の變壓器を増設すると共に、福岡幹線保護用として消弧リアクトルの設備を増設し、更に九水
への供給は女子畑での供給を廢して九水、鮎田中央開閉所での供給に変更することとなり、このため女子畑
中川開閉所より嘉穂變電所まで
ヴォルト福岡送電幹線を延長し、その供給用として福岡縣飯塚
市川島地内に嘉穂變電所
キロヴォルトアンペアを新設した。

以上第二期工事の内山須原發電所は昭和六年末竣工し、昭和七年一月落成検査を受けて四月一日より使用を開始したが、高千穂變電所の増設工事と福岡幹線の鮎田延長は嘉穂變電所の落成を待ち、同年七月以降、九水、鮎田中央開閉所に供給を開始し、更に回淵、三ヶ所兩發電所及五ヶ瀬川送電線路（高千穂變電所、三ヶ所變電所間（第一）、三ヶ所、回淵間（第二）も完成して、同年十二月十一日より使用を開始した。

第三期工事

は塚原發電所計畫である。従つて最初より塚原を目標に研究を進めつゝあつ

た。第一、第二期工事は云はゞ第三期塚原計畫實現の前提準備工事であつたのである。

昭和六年山須原發電所完成前、同年九月には既に塚原水路堰堤豫定地の河床部地質調査に着手した。然し第二期工事中の昭和四年より七年までの期間は財界不況の時代であつて、山須原發電所完成の昭和六年は殊に甚しく、折角竣工した發生電力も、九水、東邦に於ては特殊電力ですら充分賣捌くことが出来なかつた時代で、九送自身としても極力餘剰電力の消化に努力したが、思はしき成績を挙げ得なかつた。さういふ財界の事情に在つたので、九送の運命を賭ける塚原工事の起工としては最も條件悪く、頓には工事實施の機運に到らず、一時見送ることになつた。

第一部にも述べたやうに、だが滿洲事變の勃發は財界の不況を急轉回せしめて、六年をドン底に七年以降需要曲線は上昇し、昭和九年には各社の現存施設を以つては將來の需要を賄ひ切れないことが明瞭となつたので、各社はこれが對策として、極力諸施設の擴充を計ることになり、九送塚原工事も、その一環として愈々着手することになつた。それは昭和十年一月であつた。

塚原
キロワット發電所工事は、その堰堤の高さに於て當時本邦第一の設計であり、容積に於ても勿論本邦屈指の大工事であつた。

砂を現場にては得られないので、海岸各地の砂を比較試験の結果、延岡市丸ヶ島海岸のものを使用することに決し、工事用セメント及び鐵筋類など相當多量の材料を運搬する必要があるので、延岡海岸より堰堤現場まで約四十軒の長距離架空索道を架設し、以つて地上運搬の不利と不便とを除去することになり、昭和十年八月工事に着手して、同十一年二月完成せしめ、長距離架空索道急設建設の新記録を残した。

堰堤コンクリートは、その數量の莫大なるに鑑みて、日本最初のケーブル・クレーンを採用し、コンクリート運搬施工法に遺憾なきを期し、コンクリート混合場の設備も大部分を機械化し、精密なる試験設備と共に、本邦最初の試みとしてバイブレーター使用により良質コンクリート製作に努めるなど、堰堤附近の機械化設備は實に近代科學の粹を集め、本邦土木工史上に劃期的業績を残すものであつた。

塚原の設備に關聯する西部共同火力のことは第一部に記述したが、これと連絡するため
ツオルト福岡幹線を嘉穂變電所より八幡市外の上津役變電所まで二三・六軒延長し、上津役變電所を新設し、斯くて塚原發電所は昭和十年一月着工、十三年中にその大部分を終り、塚原水路の内柳原支水路の工事を含めて全工事が完成したのは十四年十二月末であつた。

第四期工事に關する岩屋戸工事に關しては第一部にふれたからこゝには省略する。

第二章 工作物概況

電力發生並輸送に關する作業は各系統を一貫して最初高千穂變電所に於て統制されて居たが、昭和十四年四月一日日本發送電株式會社設立に伴ひ送變電設備を出資して以來、發電設備のみを残す事となつたので、それが保守運轉は塚原中央開閉所に於て統制せらるゝ事となつた。

工作物（計畫工作物共）に就き設備要項及建設工事の概要を記せば次の通りである。

| | | |
|---------|-----|---------|
| 一、五ヶ瀬川系 | 本流筋 | |
| 高千穂發電所 | 出力 | 「キロワット」 |
| 桑野内水路 | 出力 | 「キロワット」 |
| 高巢野水路 | 出力 | 「キロワット」 |
| 小崎水路 | 出力 | 「キロワット」 |
| 支流三ヶ所川筋 | | |
| 三ヶ所發電所 | 出力 | 「キロワット」 |

回淵發電所 出力 「キロワット」

一、耳川系
 田代發電所 出力 「キロワット」
 山須原發電所 出力 「キロワット」
 塚原發電所 出力 「キロワット」
 岩屋戸發電所 出力 「キロワット」
 不土野水路 出力 「キロワット」
 桑弓野水路 出力 「キロワット」
 下椎葉水路 出力 「キロワット」
 小曾木水路 出力 「キロワット」

尙耳川系各發電所は住友吉左衛門氏の委託を受けて工事を施行し、竣工前又は竣工後水利使用權を讓受ける事になつて居て、既設發電所の全部を當社に讓受け済みである。

一、水力發電所

五ヶ瀬川水系

高千穂發電所

位 置 宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字押方

使用開始 昭和四年三月二十四日

許可出力 「キロワット」

使用河川名 五ヶ瀬川水系 五ヶ瀬川本流

有効落差

使用水量

河水口位置 宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村桑ノ内

水路總延長 (隧道のみ) 二、九〇四間一四

水 車 豎軸單流渦卷型「フランシス・タービン」 馬力二臺六〇サイクル四〇

發 電 機 ○ 回轉毎分、五〇サイクル三三三三回轉毎分 (電業社原動機製作所)

豎軸水車直結全密閉電磁型三相交流發電機二臺八、〇〇〇KVA五〇及六〇兩用(芝浦)

三ヶ所發電所

位 置 宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村大字桑ノ内

使用開始 昭和七年十二月十一日

許可出力 「キロワット」

使用河川名 五ヶ瀬川水系 三ヶ所川

有効落差

使用水量
 河水口位置 宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村大字桑ノ内字西
 水路總延長 (隧道) 一、四一四間一九
 水車 豎軸單渦卷型「フランシス・タービン」 馬力六〇〇回轉一臺(電業社原動機製作所)
 發電機 水車直結自然通風型三相交流回轉電磁型一、七〇〇KVA一臺(芝浦)
 變壓器 コア型屋外用單相油入自冷式一、〇〇〇KVA三臺(芝浦)

回淵發電所

位置 宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村
 使用開始 昭和七年十二月十一日
 許可出力 「キロワット」
 使用河川名 五ヶ瀬川水系 三ヶ所川
 有効落差
 使用水量
 取水口位置 宮崎縣西臼杵郡三ヶ所村大字三ヶ所字戸ノ口
 水路總延長 八八一間六六
 水車 橫軸複放流「フランシス・タービン」一、一五六・三KVA (馬力)七五

發電機 ○每秒一臺(電業社原動機製作所)
 變壓器 橫軸水車直結自然通風型三相交流回轉電磁型一、三〇〇KVA(芝浦)

耳川水系

田代發電所

位置 宮崎縣東臼杵郡西郷村大字田代
 使用開始 昭和四年十二月十四日
 許可出力 「キロワット」
 使用河川名 耳川水系 耳川本流
 有効落差
 使用水量
 河水口位置 宮崎縣東臼杵郡西郷村大字小原
 水路總延長 一、三五八間(全部隧道)
 水車 豎軸單渦流卷型 馬力二二二回轉每分二個(電業社原動機製作所)
 發電機 豎軸水車直結全密閉型三相交流五、〇〇〇KVA五〇サイクル每分二、三二回轉二個(芝浦)
 變壓器 屋外用單相油入自冷式コア型三、三三〇KVA五〇「サイクル」一、〇〇〇「ヴォルト」
 「三八・一〇六」ヴォルト「四個」芝浦

山須原發電所

位置 宮崎縣東臼杵郡西郷村大字山三ヶ
使用開始 昭和七年一月二十一日
許可出力 「キロワット」
使用河川名 耳川水系 耳川

有効落差
使用水量

河口水口位置 宮崎縣東臼杵郡西郷村大字山三ヶ字鳥ノ巢

水路總延長 一、三八九間六三(全部隧道)

水車

「リアクション・タービン」

KW)

馬力) 二三一回

發電機

「リアクション・タービン」
轉(五〇サイクル) 毎分二臺(日立)
堅軸水車直結全密閉型三相交流回轉電磁型八、〇〇〇KVA五〇—六〇サイクル兩用
二臺日立製作所製

變壓器

「コア」型屋外用單相油入水冷式五、五〇〇KVA四個(芝浦)

塚原發電所

位置 宮崎縣西臼杵郡諸塚村枝ノ崎
使用開始 昭和十三年九月二十六日

許可出力

「キロワット」

使用河川名

耳川水系 耳川 全支流七ツ山川 全支流柳原川

有効落差

使用水量

河口水口位置

宮崎縣西臼杵郡諸塚村大字七ツ山字谷口

水路總延長

七、六四一米九一

水車

主要水車 堅軸單放水渦卷型「フランシス・タービン」(電業社原動機製作所) 馬力四臺 回轉數
三三三(五〇サイクル) 四〇〇(六〇サイクル)

發電機

KVA 堅軸水車直結回轉磁界密閉通風型 三相交流同期發電機四臺
電壓 V 周波數五及六〇兩用(芝浦)

貯水池

天端長二一五米 河床上高サ七三米

二、送電線路

送電系統は當初の計畫によれば五ヶ瀬川及び耳川筋に於ける各發電所間の連絡送電線路は電壓

ヴォルトとし、五ヶ瀬川系各發電所の出力は凡て高千穂變電所に、耳川系各發電所の出力は塚原變電
所(現耳川變電所)に集中し兩變電所に於て何れも ヴォルトに追并し、塚原變電所を起點とする

福岡幹線及高千穂變電所を起點とする佐賀幹線により、夫々需要地に送電し、更に佐賀より早岐に至る
長崎線、女子畑より久留米に至る久留米線等の補助幹線によつて各地への送電網を作り、需給の便を計る

事になつて居た。従つて五ヶ瀬川系各発電所は主として周波數六〇サイクルとし、佐賀幹線により送電し、耳川系各発電所は主として周波數五〇サイクルに設計し、福岡幹線によつて北部九州に送電して需要に應ずる事にした。然し各系統共主要発電所は五〇及六〇サイクル兩用に設計し、兩系統間に於ける電力融通の爲め

ウォルト連絡線を設けて五〇若くは六〇サイクル系統に於ける需給の圓滑を圖る事にした。

上述の如く送電線建設設計書により順次延長し新線路建設をなしたのであつて、昭和十五年末迄に建設を完成したものは左記の通りであつて、其内昭和十四年四月一日福岡幹線の内高千穂—嘉穂間、三田井線、久留米線、羽犬塚線、女子畑引込線、鯉田引込線並に高千穂、嘉穂兩變電所を日本發送電株式會社に出資した。

尙ほ同日より七ツ山線、上津役線、田代線、山須原分岐線登尾線、五ヶ瀬川線（第一）、富高線並に耳川、上津役兩變電所此外耳川上津役間の搬送電話設備を同社に貸與し、越て昭和十五年二月一日之等全設備を更に讓渡して、送電設備としては僅に發電所間又は發變電所間の連絡線を残すのみとなつた。

三、送電線

福岡幹線

女子畑線 高千穂變電所—女子畑中川開閉所 鐵塔 二回線 七一・五〇〇
七ツ山線 耳川變電所—高千穂變電所 鐵塔 二回線 二三・一三〇

鯉田線 女子畑中川開閉所—嘉穂變電所 鐵塔 二回線 五一・二〇〇
上津役線 嘉穂變電所—上津役變電所 鐵塔 二回線 二三・六五〇

田代線 田代發電所—耳川變電所 鐵塔 二回線 一二・二九〇
山須原分岐線 山須原發電所—田代線第十四號塔 鐵塔 二回線 〇・三三〇
女子畑引込線 女子畑中川開閉所—九水女子畑中央開閉所 鐵塔 二回線 一・三三〇

久留米線 上ノ釣開閉所—東邦 久留米變電所 鐵塔 二回線 四五・六〇〇
羽犬塚線 二軒茶屋開閉所—九水 羽犬塚變電所 鐵塔 二回線 八・一七〇
鯉田引込線 嘉穂變電所—九水 鯉田中央開閉所 鐵塔 二回線 〇・五七〇
五ヶ瀬川線（第一） 高千穂變電所—三ヶ所發電所 鐵塔 一回線 一〇・四〇〇
登尾線 高千穂變電所—九水 登尾開閉所 鐵塔 一回線 一四・二〇〇
富高線 田代發電所—延岡電氣、富高變電所 鐵塔 一回線 二〇・一〇〇
三田井線 高千穂變電所—延岡電氣、三田井變電所 鐵塔 一回線 一・三二〇

高千穂線 高千穂發電所—高千穂變電所 鐵柱 內地 二回線 〇・二一五
田代山須原連絡線 田代發電所—山須原發電所 木柱 一回線 六・九二一
塚原線 塚原發電所—耳川變電所 鐵塔 四回線 〇・二六八

五ヶ瀬川線（第二） 三ヶ所發電所—回淵發電所 木柱 一回線 二・六〇〇
馬見原連絡線 三ヶ所發電所—旭ベンベルグ馬見原發電所 木柱 一回線 〇・〇八二
搬送電話 耳川、高千穂、嘉穂、上津役變電所ニ設置

四、送電線路

「ヴォルト」送電線路

福岡幹線、女子畑線 (昭和十四年四月一日、日發へ出資)

區 高千穂變電所—中川開閉所間
 使用開始 昭和四年三月
 最大電壓 「ヴォルト」
 一回線 二回線
 七・五杆
 鐵塔、三菱造船所製 二・三二基
 二・九三×三〇 鋼心「アルミナム」線住友電線製造所製
 二・九三×七 鋼心「アルミナム」線
 懸垂型(日本碍子)

同 七ツ山線

(昭和十五年二月一日、日發へ讓渡)

區 高千穂變電所—耳川變電所間
 使用開始 昭和四年十二月
 最大電壓 「ヴォルト」
 一回線 二回線
 二・三・二三杆
 鐵塔 幸袋工作所製 六八基
 二・九三×三〇 鋼心「アルミナム」線 住友電線製
 二・九三×七 鋼心「アルミナム」線
 懸垂型ビン型併用

同 鮫田線

(昭和十四年四月一日、日發へ出資)

區 中川開閉所—嘉穗變電所間
 使用開始 昭和七年七月
 最大電壓 「ヴォルト」
 一回線 二回線
 五・一杆
 鐵塔 三菱造船所 一六七基
 鋼心「アルミナム」線 二・九三×三〇 撚線
 懸垂型

同 上津役線

(昭和十五年二月一日、日發へ讓渡)

區 嘉穗變電所—上津役變電所
 使用開始 昭和十三年十一月
 最大電壓 「ヴォルト」
 一回線 二回線
 二・三・六五
 鐵塔 三菱造船所製 八〇基
 鋼心「アルミナム」線 二・九三×三〇 鋼心
 二・九三×七 鋼心
 懸垂型
 「ヴォルト」送電線路

田代線

區 使用開始 最大電壓 回数 支線 電線

(昭和十五年二月一日、日發へ譲渡)
田代發電所—耳川變電所間
昭和四年十二月
「ヴォルト」
二回線
一二・二九杆
鐵塔

山須原分岐線

區 使用開始 最大電壓 回数 支線 電線

(昭和十五年二月一日、日發へ譲渡)
田代線第十四號塔—山須原發電所間
昭和七年四月
「ヴォルト」
二回線
〇・三三杆
鐵塔 三菱造船所製 二基
銅心「アルミナム」撚線 二・九三×三〇アルミ
懸垂型一部ピン型 二・九三×七銅心

女子畑引込線

區 使用開始

(昭和十四年四月一日、日發へ出資)
中川閉閉所—九水女子畑中央閉閉所間
昭和四年三月

最大電壓 回数 支線 電線

二回線
「ヴォルト」
一・三三三杆
鐵塔 三菱造船所製 七基
銅心「アルミナム」撚線 二・九三×三〇
懸垂型 二・九三×七

久留米線

區 使用開始 最大電壓 回数 支線 電線

(昭和十四年四月一日、日發へ出資)
上ノ釣閉閉所—東邦久留米變電所間
昭和四年十一月
「ヴォルト」
二回線
四五・六杆
鐵塔 三菱造船所製 一九三基
銅心「アルミナム」撚線 二・一六×二六アルミナム
懸垂型 一・六八×七銅心

羽犬塚線

區 使用開始 最大電壓 回数 支線 電線

(昭和十四年四月一日、日發へ出資)
二軒茶屋閉閉所—九水羽犬塚變電所間
昭和六年四月
「ヴォルト」
二回線
八・二七杆

支持物 鐵塔 三菱造船所製 五一基
鋼心「アルミナム」線 二・一六×二・六アルミナム
懸垂型 一・六八×七鋼心

鮫田引込線

區 使用開始 昭和十四年四月一日、日發(出資)
嘉穗變電所—九水鮫田中央閉所間
昭和七年七月
「ヴォルト」
一回線
〇・五七軒
鐵塔 三菱製 三基 外ニ添架
鋼心「アルミナム」懸線 二・九三×三・〇アルミナム
懸垂型 ビン型 二・九三×七鋼心

五ヶ瀬川線(第一)

區 使用開始 昭和十五年二月一日、日發(讓渡)
高千穂變電所—三ヶ所發電所間
昭和七年十二月
「ヴォルト」
一回線
一〇・四〇軒
鐵塔 一三基 鐵柱五九基 服部製作所
鋼心「アルミナム」懸線 二・一六×二・六アルミナム
懸垂型 一・六八×七鋼心

登尾線

區 使用開始 昭和十五年二月一日、日發(讓渡)
高千穂變電所—九水登尾閉所間
昭和十三年十一月
「ヴォルト」
一回線
一四・二軒
木柱 三七一本
裸硬鋼線三・二×七
懸垂型 ビン型ビラー碍子併用

富高線

區 使用開始 昭和十五年二月一日、日發(讓渡)
田代發電所—延岡電氣富高變電所間
昭和三年八月延電ニテ使用開始
昭和九年一月當社借入改造ス
昭和十二年九月買收シテ延電供給用トス
「ヴォルト」
一回線
二〇・一軒

三田井線

區 使用開始 昭和十四年四月一日、日發(出資)
高千穂變電所—延岡電氣三田井變電所間
一回線
鐵柱 一三〇基 木柱 一六本
五耗裸硬鋼 裸硬鋼線 二・一六×七
懸垂型 ビン型併用

使用開始 昭和四年十一月
 最大電線 一回線
 互持線 一・三二杆
 支物長 鐵柱 三角 四角
 電線 裸硬鋼線二・六×七 裸硬鋼線二・〇×七
 碍子 懸垂型 ビン型併用

高千穂線

使用開始 高千穂發電所—高千穂變電所間 昭和
 最大電線 一回線
 互持線 二回線
 支物長 〇・二二杆
 電線 鐵柱
 碍子 裸硬鋼線二・九×一九
 懸垂型及ビン型(日本碍子)

田代、山須原連絡線

使用開始 田代發電所—山須原發電所間 昭和七年四月
 最大電線 一回線
 互持線 「ヴォルト」

互持線 六・九二二杆
 支物長 木柱
 電線 硬銅線二・〇×七 硅銅線二・〇×七
 碍子 懸垂型及ビン型

塚原線

使用開始 塚原發電所—耳川變電所間 昭和十三年九月
 最大電線 一回線
 互持線 四回線
 支物長 〇・二六八杆
 電線 鐵塔 五基三菱神戸造船所製
 碍子 裸硬鋼線二・三×六一(住友) 裸硬鋼線三・二×七(昭和電線)
 直徑二五四耗懸垂碍子及ビラー碍子(日本碍子製)

五ヶ瀬川線(第二)

使用開始 三ヶ所發電所—回淵發電所間 昭和六年四月一日
 最大電線 一回線
 互持線 「ヴォルト」
 支物長 二・六〇六杆
 電線 木柱 H一九 單九
 碍子 裸硬鋼線 二・〇×七 住友電線製造所製
 裸硅銅線 二・〇×七

碍子

松風ビン型及七吋懸垂型

馬見原線

區間
使開
最大電壓
回線數
亘長
支物
電持線
碍子

三ヶ所發電所—旭ペンベルグ馬見原發電所
昭和九年二月
「ヴォルト」
一回線
〇〇八二
木柱 H—基
10/9mm 裸硬銅線 添架電話 4mm 亞鉛引鐵線
懸垂型

搬送電話

高千穂、耳川、嘉穂、上津役、四變電所ニ日本電氣P.I.型四個を設備す。昭和十三年、日本電氣株式會社製

五、變電所

高千穂變電所

位
使用開
許可出力
最大電壓
變壓器

(昭和十四年四月一日、日本發送電株式會社ニ出資)
宮崎縣西臼杵郡高千穂町大字押方
昭和四年四月二十四日
KVA
「ヴォルト」
KVA 四臺 芝浦製作所
KVA 四臺 三菱電氣
屋外用油入水冷式
屋外用油入水冷式

嘉穂變電所

位
使用開
許可出力
最大電壓
變壓器

(昭和十四年四月一日、日本發送電株式會社ニ出資)
福岡縣飯塚市大字川島
昭和七年六月
KVA
「ヴォルト」
KVA 四個 日立製
屋外用單相油入自冷式 コア型

女子畑變電所

位
使用開
許可出力
最大電壓
變壓器

(昭和十四年 月 九州水力電氣株式會社ニ讓渡)
大分縣日田郡中川村大字女子畑字横山
昭和六年三月二十六日
KVA
「ヴォルト」
KVA 四個 三菱電機製作所製
屋外用單相油入水給式「コンサーベーター」附セル型

上津役變電所

位
使用開
許可出力
最大電壓
變壓器

(昭和十五年二月一日、日本發送電ニ讓渡)
福岡縣八幡市大字上津役字上ノ原三七五
昭和十三年十一月二十六日
KVA
「ヴォルト」
屋外用單相油入自冷式 內鐵型
KVA 七個 日立製作所製

耳川變電所

(昭和十五年二月一日、日本發送電へ讓渡)

宮崎縣西臼杵郡諸塚村大字代家字榎谷二、四八六
昭和十三年十一月二十六日

KVA

「ヴォルト」

位置
使用開始
許可出力
最大電壓
變壓器

(4) 屋外用三相油入水冷式 ユア型 五〇—六〇サイクル兩用
KVA 四個 芝浦

(5) 屋外用單相油入水冷式 セル型 (五〇—六〇サイクル兩用)
KVA 四個 三菱電機

第三章 高千穂發電所工事概況

五ヶ瀬川系

一、高千穂發電所

高千穂水力發電所は五ヶ瀬川河口延岡より本門を廻る事約十六里の地點にあつて、取水口は更に上流約二里の地點にある。

本水路沿岸地帯は殆んど山岳重疊し、阿蘇熔岩、巖谷を埋め熔岩が水流に浸蝕し柱狀節理を露出した斷

崖になつて居る所が多い。斷崖は河岸至る所に連續屹立し、高さ百餘尺に及ぶもの又中腹に顯はるゝものもあつて地形は頗る錯雜し、其下流の高千穂峽は探勝地として其名を天下に喧傳せられて居る位である。

地質は大部分古生層の砂岩、硅岩、粘板岩等であつて、其表面は多く熔岩を以て蔽はれ、各所に火山灰又はロームを露出して居る。

水路取水口上流々域面積は二・三平方里であり、此流域内に於ける年雨量は二、〇〇〇乃至二、四〇〇ミリであつて、九州の他の各地の降水量に比べて多量の部に屬する。尙流域内には瀾葉樹其他雜木多數密生して水源涵養に資し、年中河水涸渴の憂は少ないのである。

五ヶ瀬川筋樞外五ヶ水利地點は大正十四年六月東邦電力株式會社に其水利使用を許可せられたのを讓受け、各地點の實測調査を進め發電力豊富、工事比較的容易、工費低廉、且つ材料運搬の便利等を比較研究した結果、樞崎水路(高千穂發電所)工事を第一期工事に選定したのであつた。

大正十五年二月二十六日高千穂發電所の屬する樞崎水路、小崎及高巢野の三地點の水路工事實施許可申請書を宮崎縣知事に提出し、越えて五月三十一日高千穂發電所工事實行認可申請書を遞信大臣に提出して工事着手の準備を進めた。

水路工事は同年十二月二十五日實施認可指令を得て昭和二年一月三十一日工事に着手し、調整池の一部工事を除いて昭和四年二月十二日完成した。電気工事は昭和元年十二月廿八日附許可指令を受け、昭和三年五月七日着手、昭和四年三月四日發電機の据付其他附屬工事を完成し、同月十四日試運轉及試送電をなし、良好の成績を以て全工事の竣工を見た。